
豊田 にこにこ わくわく プラン

(豊田市こども・若者計画)

案

豊田市

目次

第1章 はじめに	2
1. 計画策定の背景	3
(1) 国の動向	3
(2) 豊田市の動向	5
(3) 計画の策定に当たって	5
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の対象	6
4. 計画の期間	7
5. SDGsの視点	7
第2章 豊田市のこども・若者を取り巻く現状と課題	8
1. こども・若者を取り巻く現状	9
2. 第3次子ども総合計画の主な取組・成果・課題	22
取組方針Ⅰ 子どもの権利保障	22
取組方針Ⅱ 安心して生み育てられる支援体制の充実	22
取組方針Ⅲ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり	23
取組方針Ⅳ 青少年の健全育成及び若者支援	23
取組方針Ⅴ 地域ぐるみによる子育て社会の創造	23
第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開	24
1. 計画の基本理念と基本方針	25
基本方針① こどもの権利を大切にする	25
基本方針② 子育てを支える	25
2. 計画の体系	26
3. 重点プロジェクト	27
重点1 こどもの権利プロジェクト	28
重点2 こどもの居場所プロジェクト	32
重点3 子育て支援デジタル化プロジェクト	35
4. 施策の展開	39
取組方針Ⅰ こどもの健やかな成長を支える	39
取組方針Ⅱ 安心して子育てができる環境をつくる	47
取組方針Ⅲ こどもと子育てをみんなで支える	53
第4章 子ども・子育て支援事業計画	56
1. 子ども・子育て支援新制度について	57
2. 教育・保育提供区域について	61
3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容	63

(1) 3～5 歳児（1・2 号認定子ども）	63
(2) 0～2 歳児（3 号認定子ども）	70
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	83
(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	83
(2) 延長保育（時間外保育事業）	88
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	88
(4) 地域子育て支援拠点事業	89
(5) 一時保育ほか（一時預かり事業）	90
(6) 病児保育事業	91
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	91
(8) 妊婦健診事業	92
(9) おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	92
(10) 養育支援訪問事業	93
(11) 利用者支援事業（こども家庭センター型）	93
(12) 実費徴収に係る補足給付事業	94
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	94
(14) 子育て世帯訪問事業	95
5. 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保について.....	96
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について.....	97
 第5章 ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体	98
1. ユニセフ日本型 C F C I 実践自治体とは.....	99
2. ユニセフ日本型 C F C I 実践自治体となる目的.....	99
3. ユニセフ日本型 C F C I 実践自治体に向けた取組.....	99
4. ユニセフ日本型 C F C I チェックリストの設定.....	100
 第6章 計画の推進	102
1. 計画の推進体制.....	103
2. 計画の評価方法.....	104

【用語の定義】

- ・本計画でいう「こども」とは若者も含みます
- ・ただし、若者を明確に打ち出したい場合は、「若者」の語を用いています
- ・法令や固有名詞については「子ども」の語を用いる場合があります
（例：子ども条例など）

第1章 はじめに

1.計画策定の背景

(1)国の動向

<こども・子育て支援に関すること>

平成 15（2003）年 9 月 「少子化社会対策基本法」の施行

少子化に対処するための施策の基本理念、国・自治体・事業主・国民の責務、基本的施策、少子化社会対策会議の設置等が規定されました。平成 16（2004）年に少子化社会対策大綱（第 1 次）が出されてから、平成 22（2010）年、平成 27（2015）年に続き、令和 2（2020）年に、第 4 次の大綱が閣議決定されました。大綱では、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」、「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」、「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」などの 5 つの基本的な考え方が示されています。

平成 17（2005）年 4 月 「次世代育成支援対策推進法」の施行

次世代育成支援対策の基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、自治体及び事業主による行動計画策定等の次世代育成支援対策を重点的に推進することとされました。

平成 27（2015）年 4 月 「子ども・子育て支援新制度」の開始

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じたこども・子育て支援の充実が進められることになりました。令和元（2019）年からは、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する 3 歳から 5 歳児クラスのこども、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスのこどもの利用料が無償化されました。

<こども・若者育成支援に関すること>

平成 22（2010）年 4 月 子ども・若者育成支援推進法の施行

こども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を支援するネットワークの整備が規定されました。

この法律に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」が平成 22（2010）年度及び平成 27（2015）年度に策定され、施策を総合的に推進してきましたが、こども・若者における不安の高まりや孤独・孤立の問題の顕在化などに対応するため、令和 3（2021）年に第 3 次となる大綱を策定しています。大綱では「全ての子供・若者の健やかな育成」、「困難を有する子供・若者やその家族の支援」、「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」、「子供・若者の成長のための社会環境の整備」、「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の 5 本の柱を基本的な方針として設定し、こども・若者育成支援を総合的に推進することとしています。

<こどもの貧困に関すること>

平成 26（2014）年 1 月 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることが規定されました。令和元（2019）年に同法が改正され、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活

等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することなどが追加されました。この法律に基づき、平成 26（2014）年に「子供の貧困対策に関する大綱」が、さらに、令和元（2019）年に新たな大綱が閣議決定されました。

<児童虐待に関すること>

平成 12（2000）年 11 月 「児童虐待の防止等に関する法律」の施行

児童虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・自治体の責務、虐待を受けた児童の保護に関する措置等が規定されました。

令和元（2019）年 6 月 「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正

親権者等による体罰禁止、児童相談所の体制強化、転居時の支援継続の情報共有等が定められました。あわせて、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「子どもの現在」の改善が目的に、こどもの意見の尊重が基本理念に明記され、市町村におけるこどもの貧困対策についての計画の策定が努力義務になりました。

<近年の動き>

令和 4（2022）年 6 月 「児童福祉法」の改正

子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するために改正されました。市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置について努力義務化等が規定されました。

令和 5（2023）年 4 月 こども家庭庁の発足

「こどもまんなか社会」実現のため、こども施策の総合調整、企画立案・政策推進を担当するための組織として、こども家庭庁が発足しました。

令和 5（2023）年 4 月 「こども基本法」の施行

日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための初めての基本法として、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見反映等が規定されました。児童の権利に関する条約は、18 歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とし、平成元（1989）年 11 月に国連総会で採択されたもので、日本は平成 6（1994）年 4 月に批准しています。

令和 5（2023）年 12 月 「こども大綱」及び「こども未来戦略」の閣議決定

6 つの基本的方針のもと、こども施策に関する重要事項、施策推進の必要事項等を規定した「こども大綱」及びこども・子育て政策の抜本的強化のため、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の 3 つの基本理念を掲げ、今後 3 年間の集中的な取組を「加速化プラン」として設定した「こども未来戦略」が閣議決定されました。

令和6（2024）年6月 子ども・若者育成支援推進法の改正

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されました。ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者」と定義されています。

(2)豊田市の動向

平成19（2007）年10月 豊田市子ども条例の制定

こどもの権利を保障し、こどもにやさしいまちづくりを推進するため、「豊田市子ども条例」を制定しました。条例では、こどもの意見を聴く機会としての子ども会議の設置や、こどもの権利侵害に対する救済と権利回復を支援するための権利擁護委員の設置等を定めています。

平成22（2010）年3月 「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」の策定

妊娠・出産からこどもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体でこどもを育て、子育てを支える施策に取り組んできました。

平成27（2015）年3月 「第2次豊田市子ども総合計画」の策定

子ども総合計画の見直しを行い、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備及び青少年を支援する体制の整備を目的とし、国の「子ども・子育て支援新制度」にも対応した「第2次豊田市子ども総合計画」を策定しました。

令和2（2020）年3月「第3次豊田市子ども総合計画」の策定

こどもたちの未来を見据え、新たな課題にも対応した、「子どもたちに寄り添った総合計画」として「第3次豊田市子ども総合計画」を策定しました。

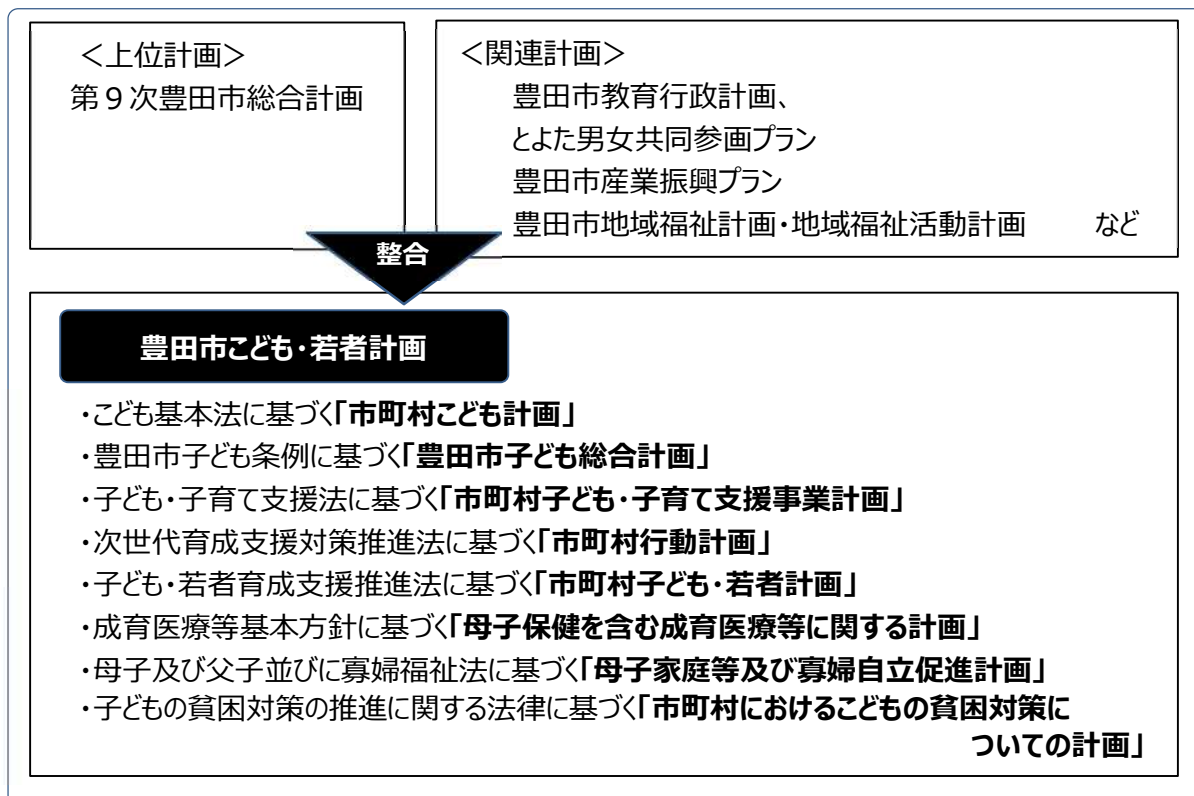
(3)計画の策定に当たって

これまでは豊田市子ども条例第27条に基づく「豊田市子ども総合計画」の名称を計画名としていましたが、こどもから若者までの切れ目のない支援を一層推進していくため、「若者」を計画名に明記して「豊田市こども・若者計画」とします。

2.計画の位置づけ

本計画は、豊田市のこども・若者に関する計画であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村におけるこどもの貧困対策についての計画」等、以下の法律等に基づく計画としても位置付けます。

また、豊田市の最上位計画である「第9次豊田市総合計画（策定作業中）」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。



3.計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までのこども・若者及びその家庭を対象としています。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含みます。

妊娠・出産期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	※ポスト青年期
	義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から概ね18歳まで	概ね18～30歳	概ね30～39歳
	こども				
			若者		

※ポスト青年期：主に、青年期を過ぎ、円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

4.計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年とします。
また、計画期間の最終年度に当たる令和11（2029）年度中に、次期計画を策定します。

5.SDGsの視点

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の開発目標として、令和12（2030）年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsでは持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」社会を目指し、経済・社会・環境の広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

豊田市は、平成30（2018）年6月、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組を先導的に進めていく「SDGs未来都市」として選定されました。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて各施策に取り組んでいきます。

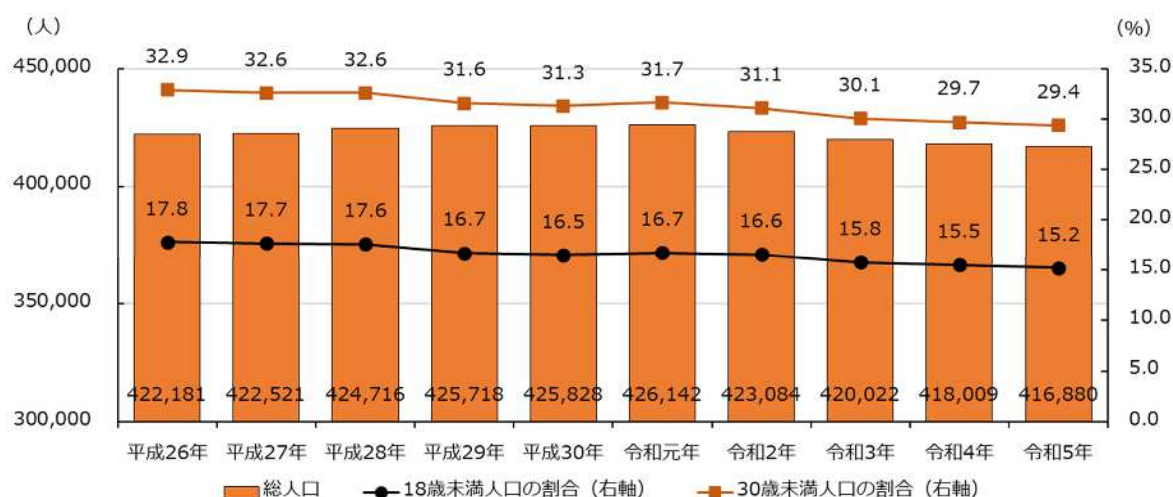
第2章 豊田市のこども・若者を取り巻く現状と課題

1.こども・若者を取り巻く現状

1 こども・若者に関するデータ

①総人口と18歳未満人口・30歳未満人口の推移

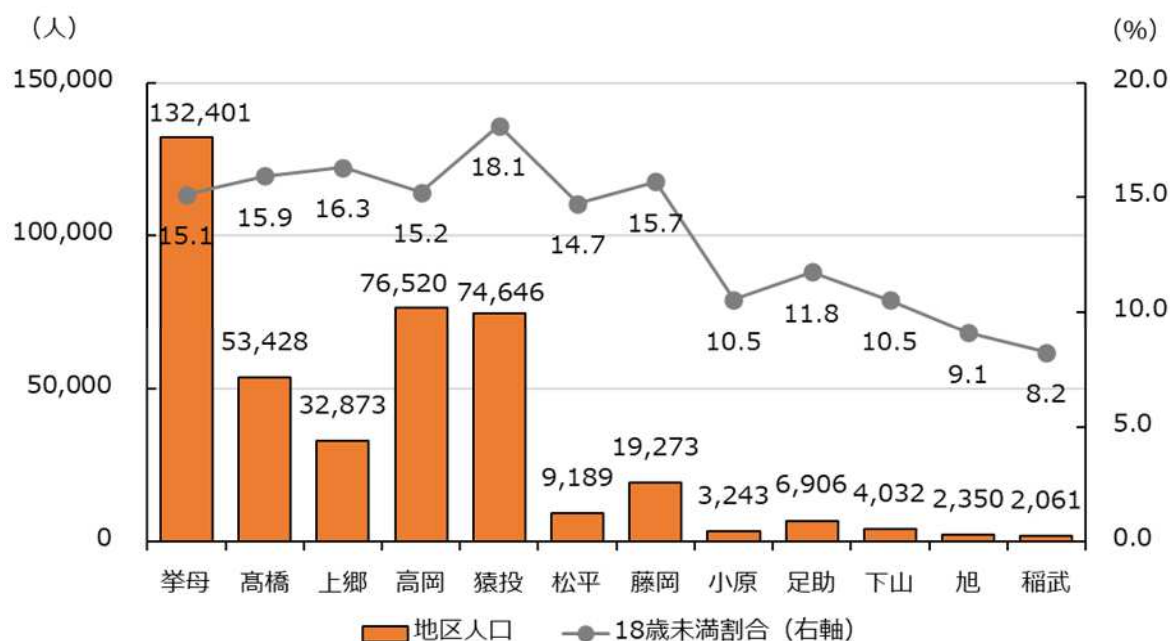
豊田市の総人口は令和元（2019）年までは増加していたものの、令和2（2020）年から減少に転じています。18歳未満人口、30歳未満人口の割合についても、ともに微減しています。



資料：豊田市統計データ（各年10月1日）

②地区別人口とこどもの割合

豊田市の令和5（2023）年10月1日現在の地区別人口は、挙母地区が132,401人と最も多く、稲武地区が2,061人と最も少なくなっています。また、こども（18歳未満）の人口割合は、猿投地区が18.1%と最も高く、稲武地区が8.2%と最も低くなっています。

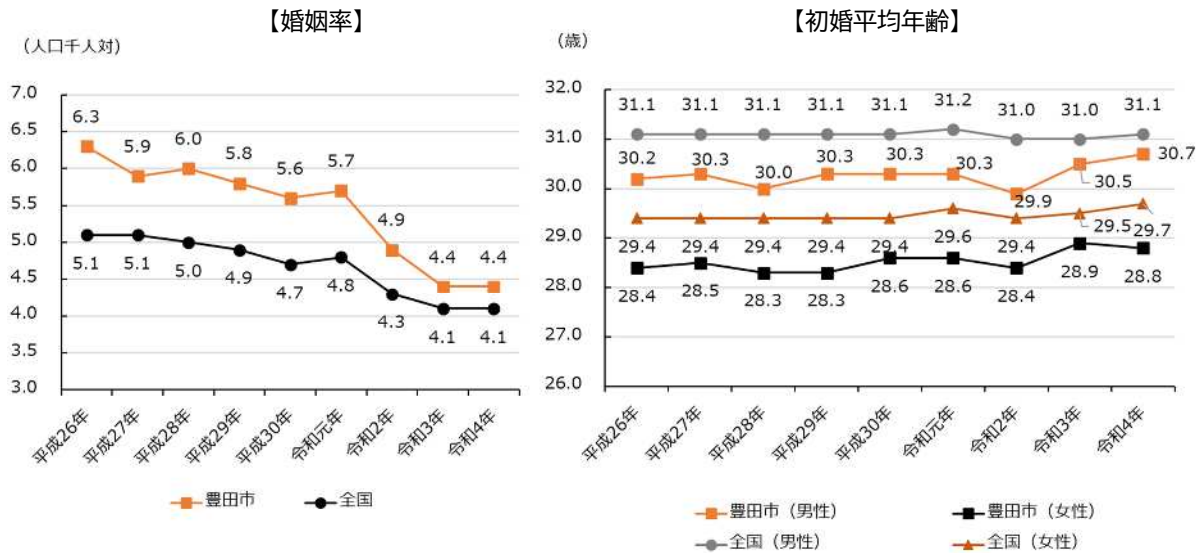


資料：豊田市統計データ（令和5年10月）

③婚姻率と初婚平均年齢

豊田市の令和4（2022）年の婚姻率は4.4となっており、全国（4.1）より高いものの、低下傾向が続いており、特に、令和2（2020）年以降大きく低下しています。

初婚平均年齢は、令和2（2020）年に低下しましたが、令和3（2021）年には男女ともに高まっており、全国に近づいています。



資料：厚生労働省 人口動態統計（令和4年）

④出生数の推移

豊田市の出生数は、減少傾向が続いています。また、出生数と死亡数の差である自然増加数は、令和元（2019）年まではプラスとなっていたましたが、令和2（2020）年からマイナスに転じ、減少幅は拡大傾向にあります。

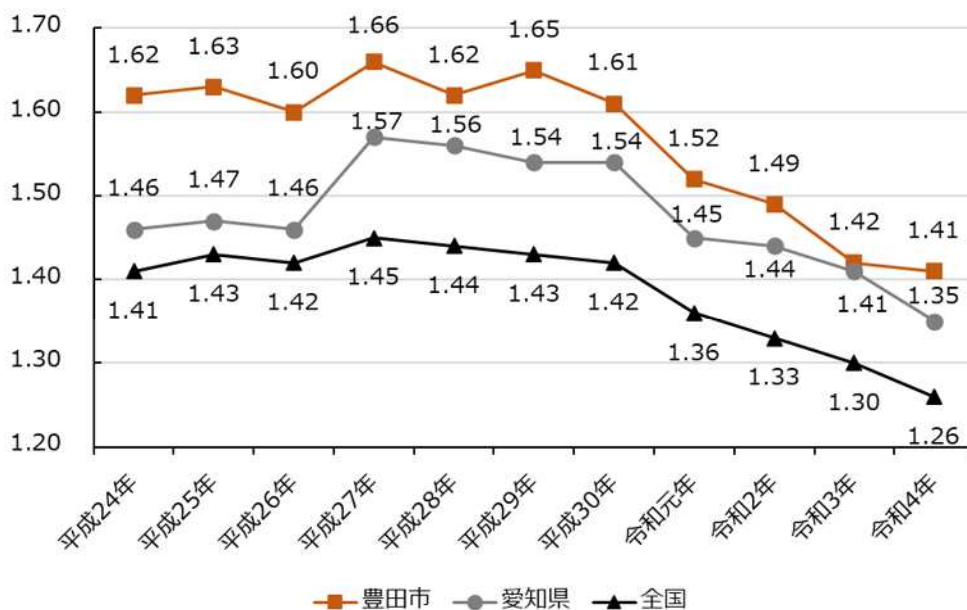


資料：豊田市統計データ（令和4年10月）

⑤合計特殊出生率の推移

豊田市の令和4（2022）年の合計特殊出生率は1.41であり、低下傾向となっています。

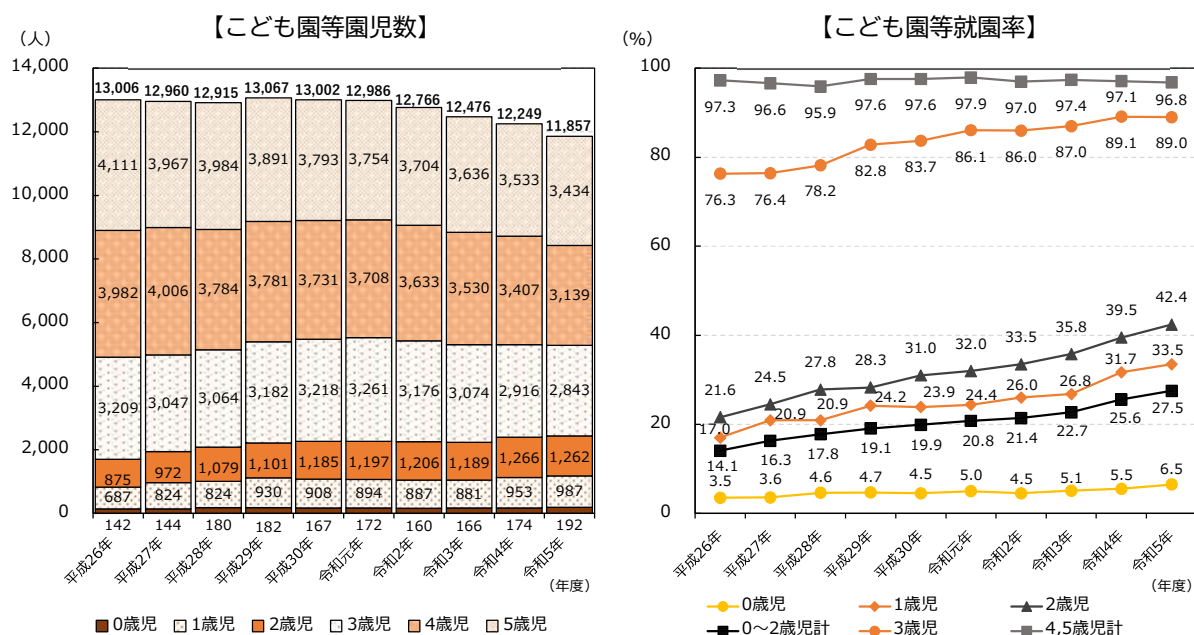
令和3（2021）年に愛知県との差がほぼ同水準まで縮まりましたが、令和4年（2022）度には横ばいで推移しており、全国（1.26）、愛知県（1.35）ともに上回っています。



資料：厚生労働省 人口動態統計（令和4年）

⑥こども園等※の利用状況、就園率

こども園等の園児数は、令和元（2019）年度まで横ばいで推移していましたが、令和2（2020）年度以降は減少傾向にあります。こども園等就園率は、0歳から3歳児において上昇傾向にあります。



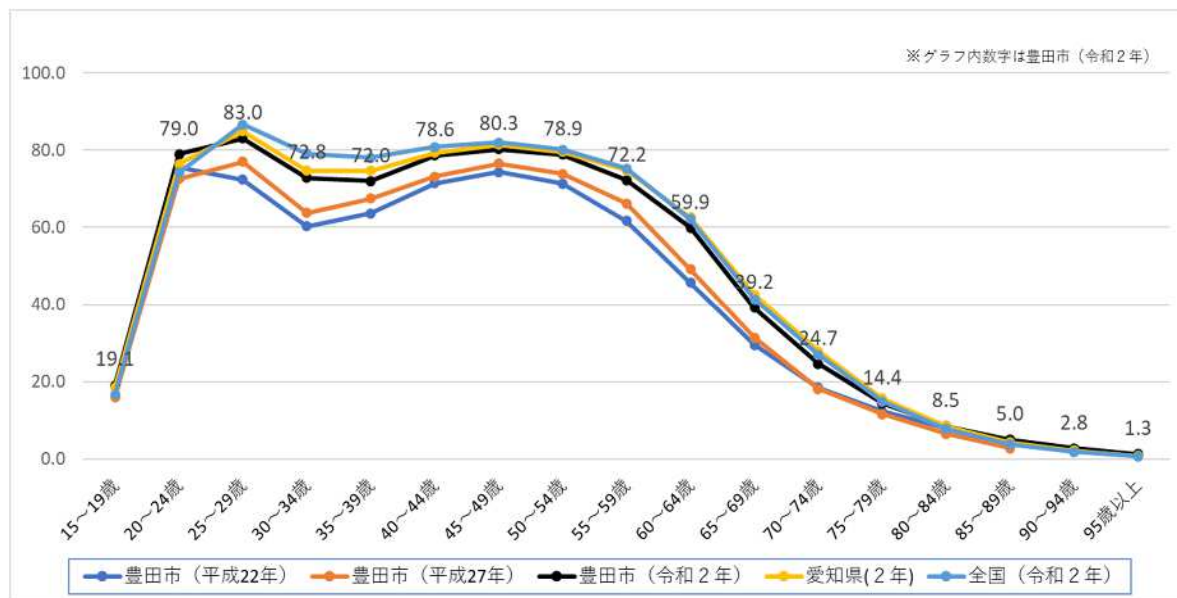
資料：豊田市調査（各年5月1日）

※こども園等：豊田市では、公私立保育所と公立幼稚園を「こども園」として一体的に運用しています。

「こども園等」とは、こども園、私立幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所のことを指します。

⑦女性の労働力率

豊田市の令和2（2020）年における女性の労働力率は全国や愛知県に比べて低く、特に、30代にかけて大きな落ち込みがあります。経年変化を見ると、いわゆる「M字カーブ」の谷が浅くなっています。



※平成22年、平成27年は「85歳以上」まで

資料：国勢調査（令和2年）

2 市民意向調査のデータ

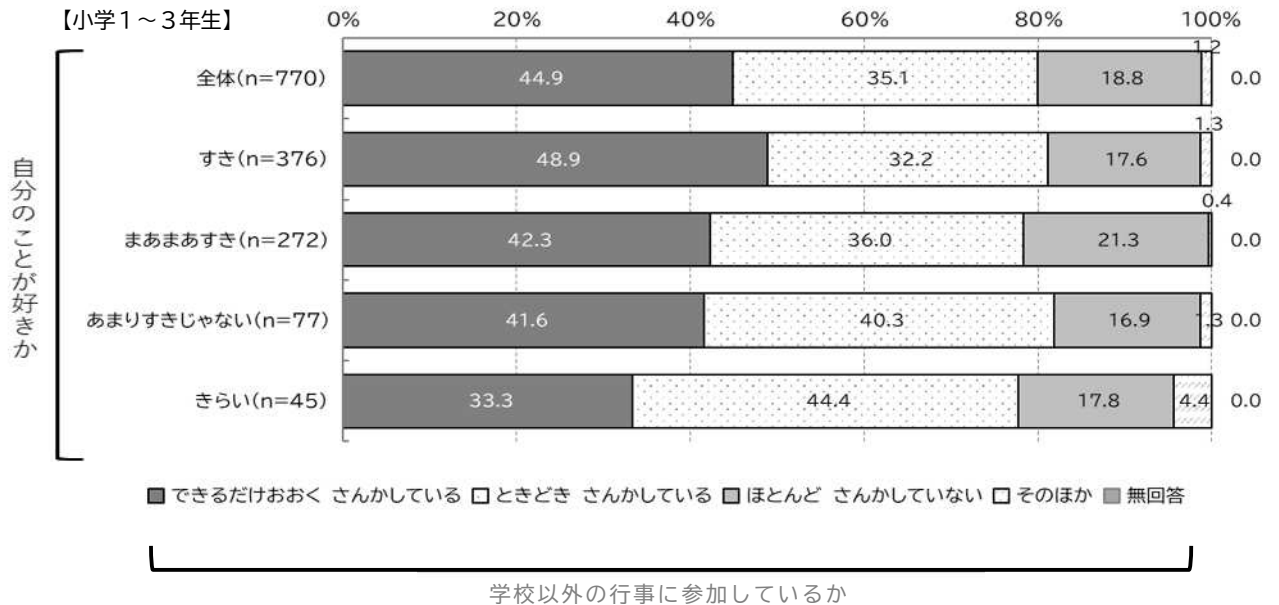
本計画の策定に当たり、こども・若者、保護者、一般市民の意見を把握し、また、こども・若者を取り巻く状況についての基礎資料を得るため、令和5（2023）年の10月から11月にかけて、市民意向調査としてアンケートを実施しました。

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	2,500 件	1,323 件	52.9%
母子健康手帳被交付者	500 件	58 件	11.6%
小学1～3年生	1,000 件	770 件	77.0%
小学4～6年生	1,000 件	735 件	73.5%
小学生の保護者	2,000 件	976 件	48.8%
中学生	1,500 件	1,110 件	74.0%
中学生の保護者	1,500 件	761 件	50.7%
高校生	1,000 件	334 件	33.4%
大学生	1,000 件	321 件	32.1%
若者（18歳～39歳）	2,000 件	626 件	31.3%
一般市民	1,500 件	643 件	42.9%
合計	15,500 件	7,657 件	49.4%

(1) こどもに関するデータ

①自分のことが好きか×学校以外の行事や活動への参加

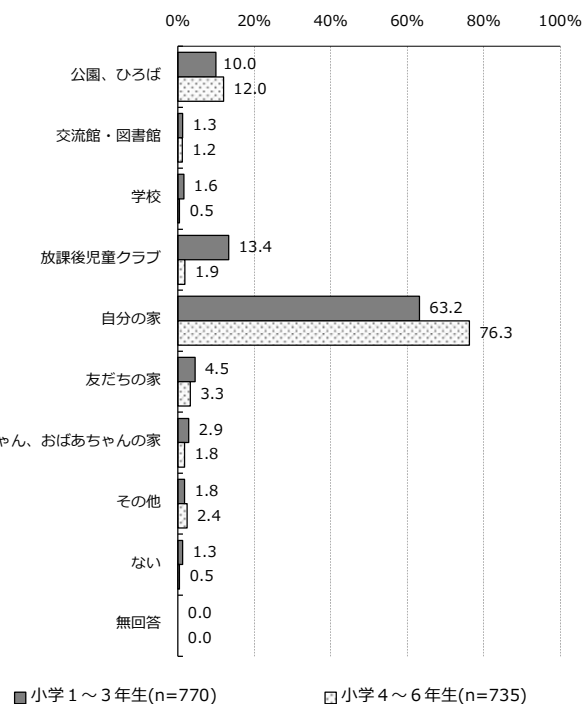
学校以外の行事や活動へ多く参加しているこどもは、自分のことを好きと感じている傾向があります。



資料：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年）

②学校が終わったあと、一番多く過ごしている場所

小学1～3年生、小学4～6年生ともに「自分の家」が最も多く、次いで小学1～3年生は「放課後児童クラブ」、小学4～6年生は「公園、ひろば」となっています。

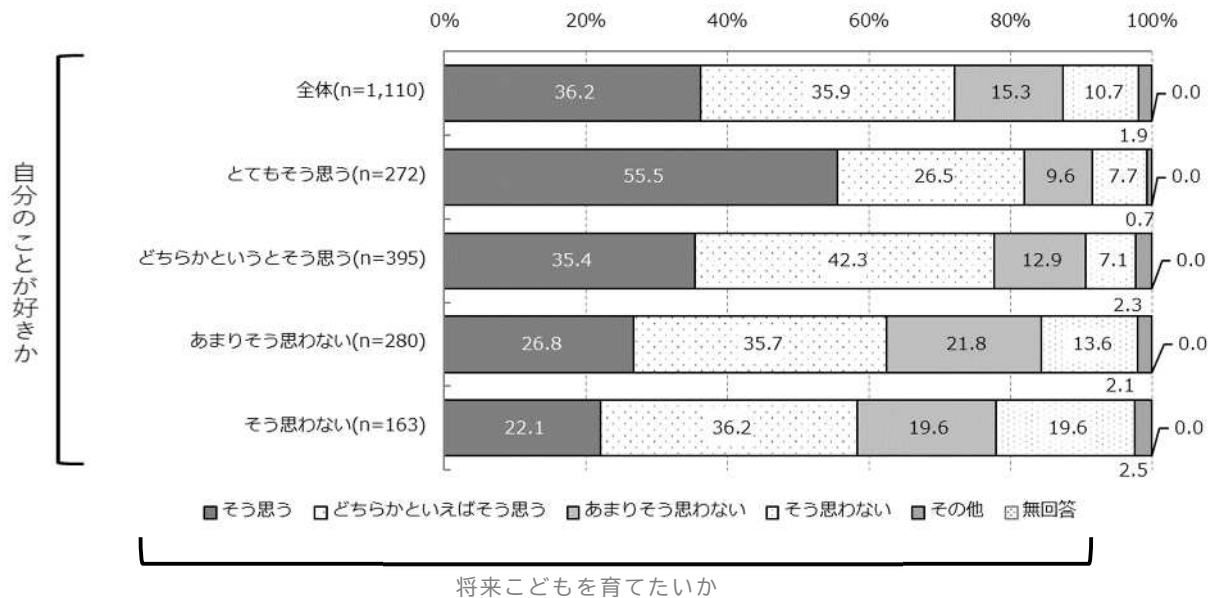


資料：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年）

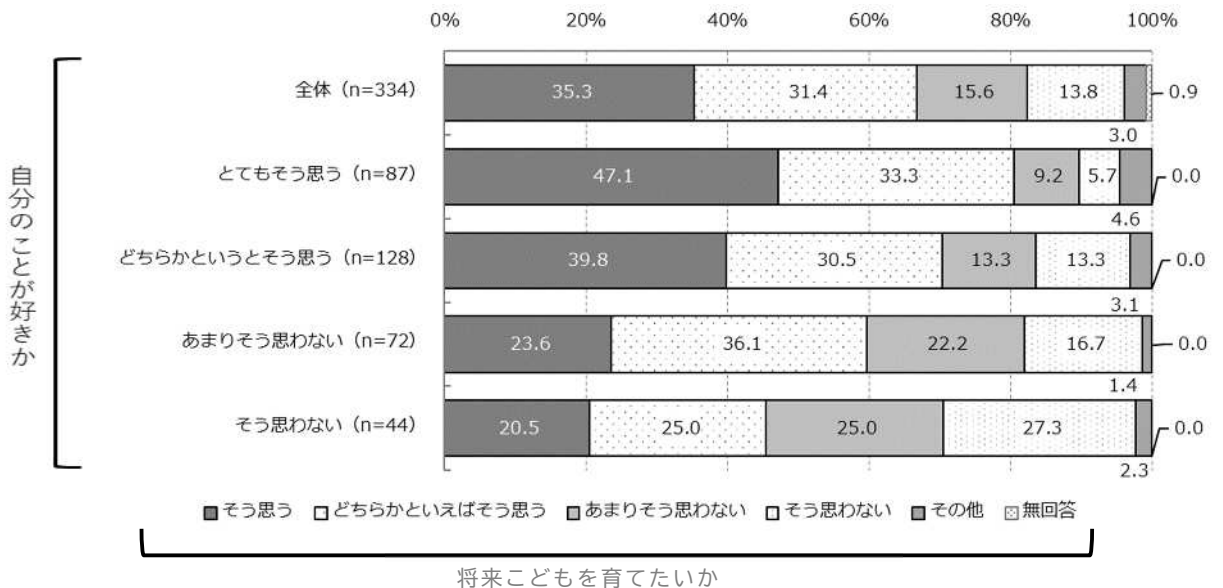
③自分のことが好きか×将来子どもを育てたいか

自分のことが好きであると回答した中学生・高校生とともに、将来子どもを育てたいと考えている傾向にあります。

【中学生】



【高校生】

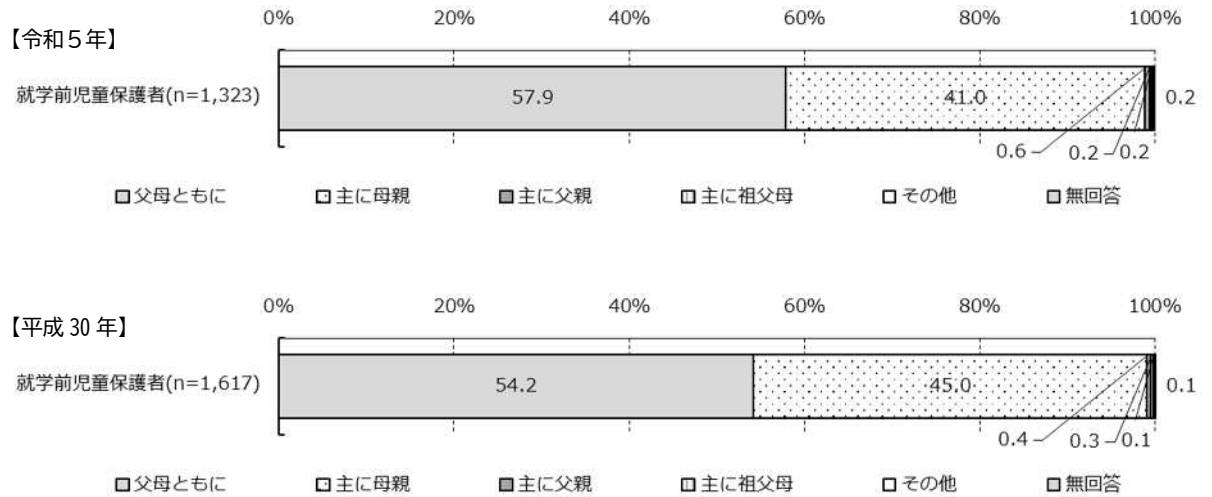


資料：豊田市子ども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年）

(2) 子育て当事者に関するデータ

①子育てを主に行っている人

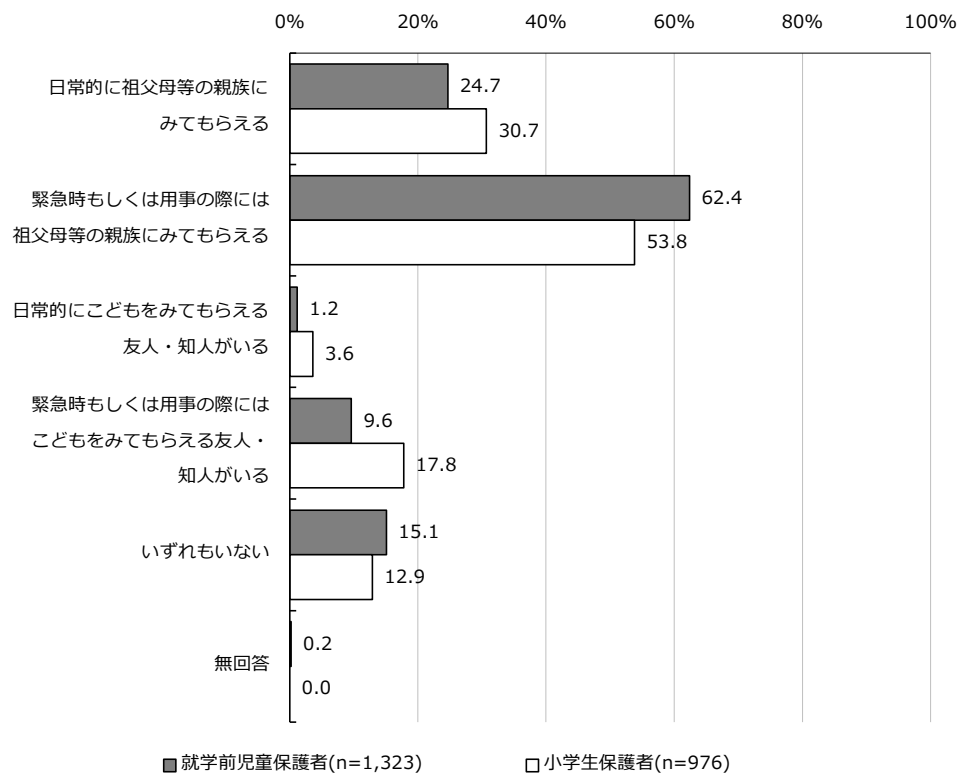
「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。平成 30（2018）年度の調査と比較すると、「父母ともに」が増加しています。



資料：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（平成 30 年、令和 5 年）

②こどもをみてもらえる親族や知人

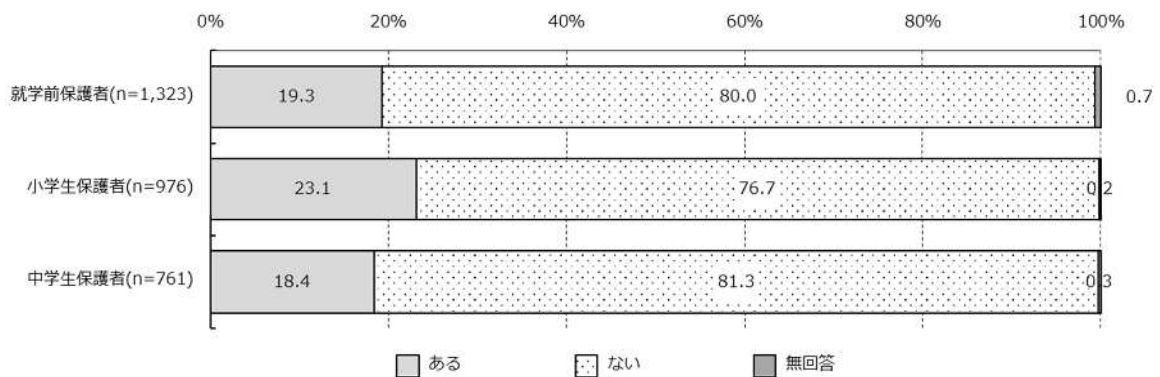
就学前児童保護者・小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高くなっています。



資料：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和 5 年）

③子ども・子育て、若者などに関する相談窓口の利用

2割程度の保護者が相談窓口を利用したことがあります。

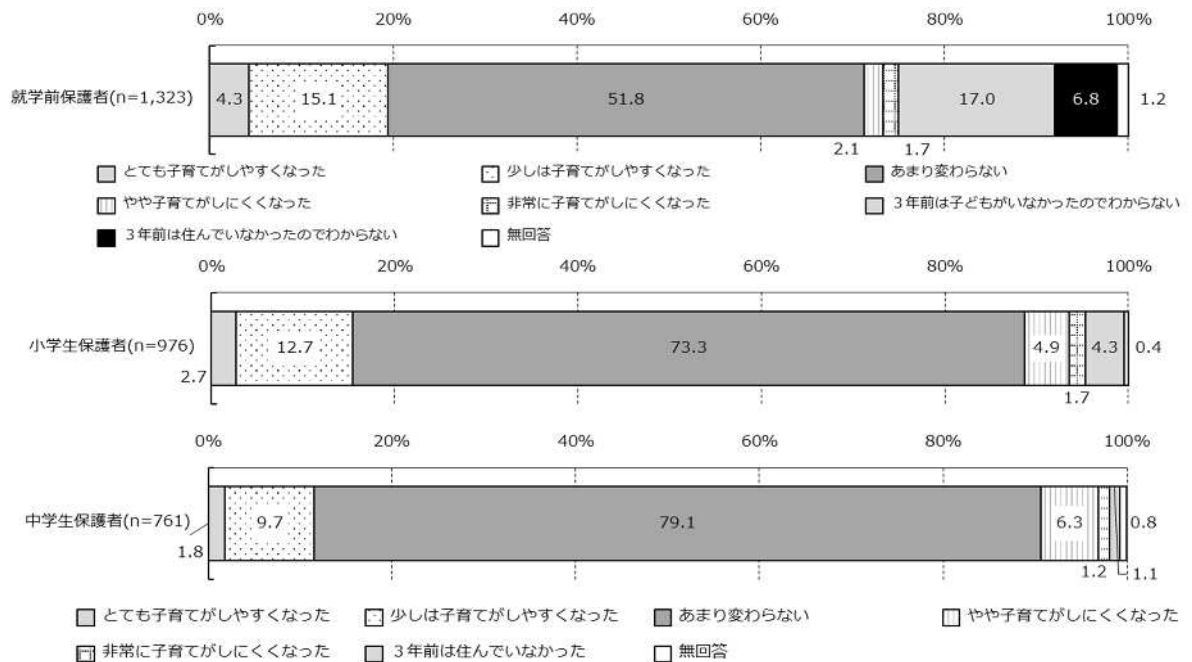


資料：豊田市子ども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年）

④子育て環境の満足度

資料：豊田市子ども子育てに関する市民意向調査（令和5年）

豊田市が3年前と比べて子育てのしやすいまちになったかを尋ねたところ、「あまり変わらない」の割合が高いですが、「とても子育てがしやすくなった」「少しは子育てがしやすくなった」の合計は、「非常に子育てがしにくくなった」「やや子育てがしにくくなった」の合計を上回っています。



資料：豊田市子ども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年）

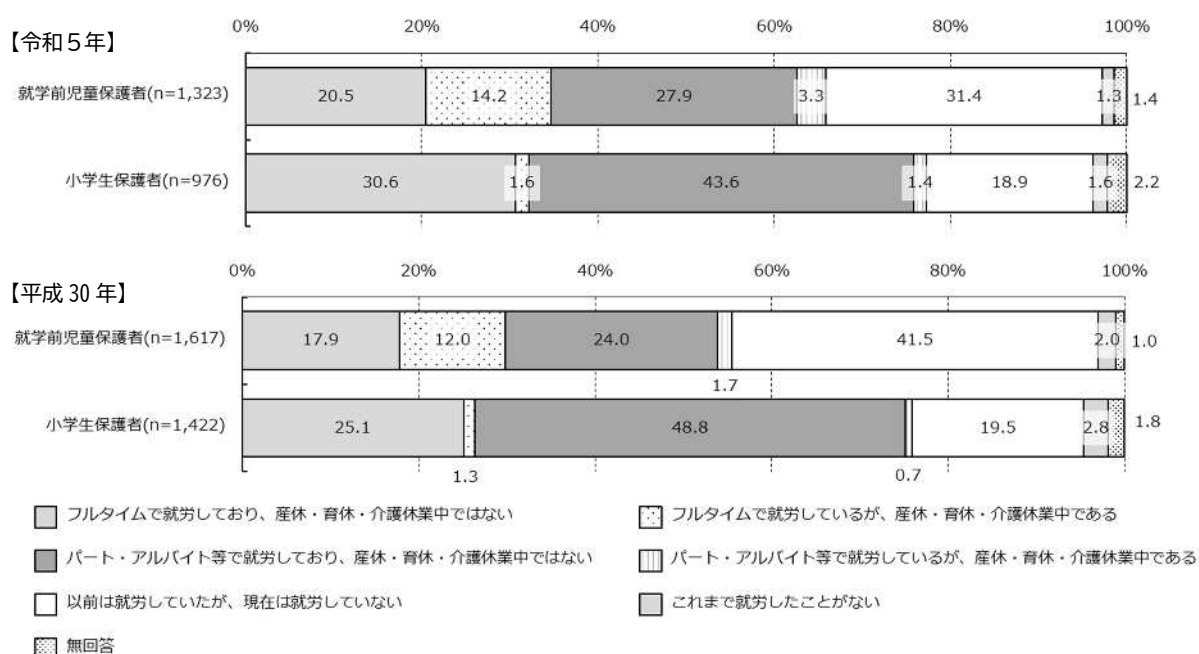
(3) 社会全体に関するデータ

①就労状況（母親）

就学前児童保護者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が31.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」が27.9%となっています。

小学生保護者では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」が43.6%と最も多く、就学前児童保護者と比べ15.7ポイント高くなっています。

平成30（2018）年度の調査と比べると、フルタイムで就労している割合は増加しています。

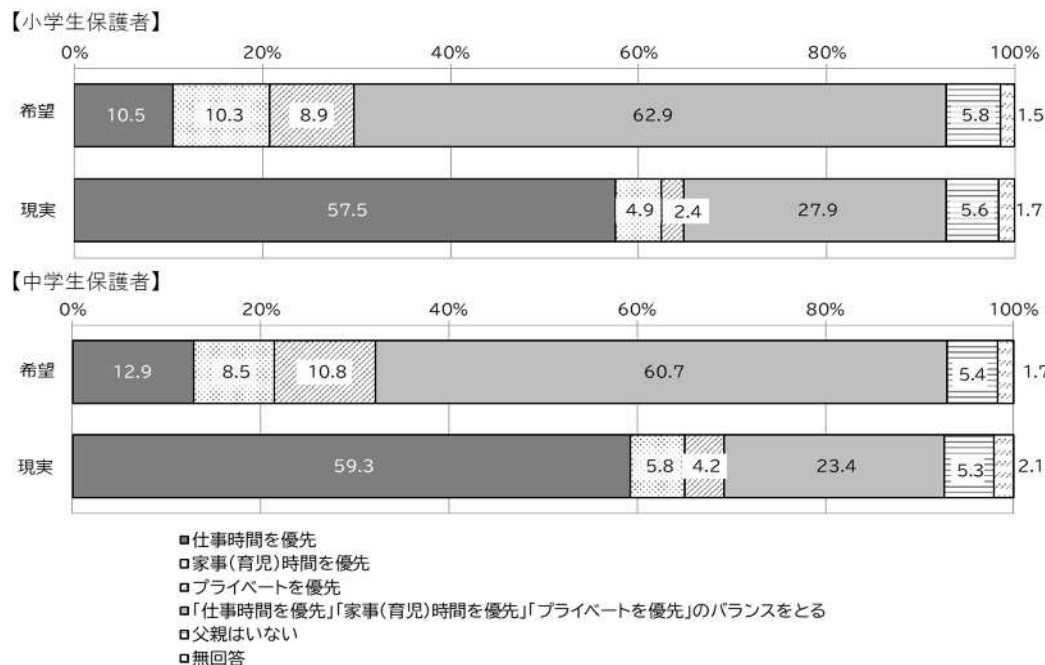


資料：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（平成30年、令和5年）

② 「仕事」「家事（育児）」「プライベート」の優先度

【父親】

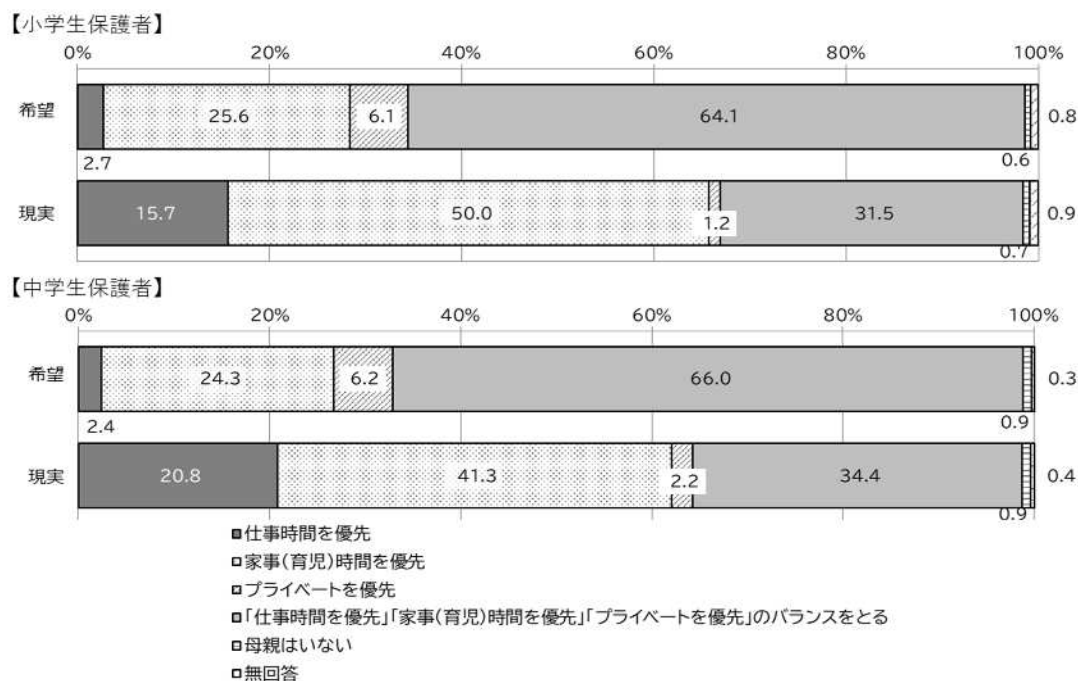
小学生保護者・中学生保護者ともに仕事とプライベートのバランスが希望と現実で大きく異なっています。特に「仕事を優先」は、希望の1割程度に対して現実が6割程度と大きなかい離があります。



資料：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（平成30年、令和5年）

【母親】

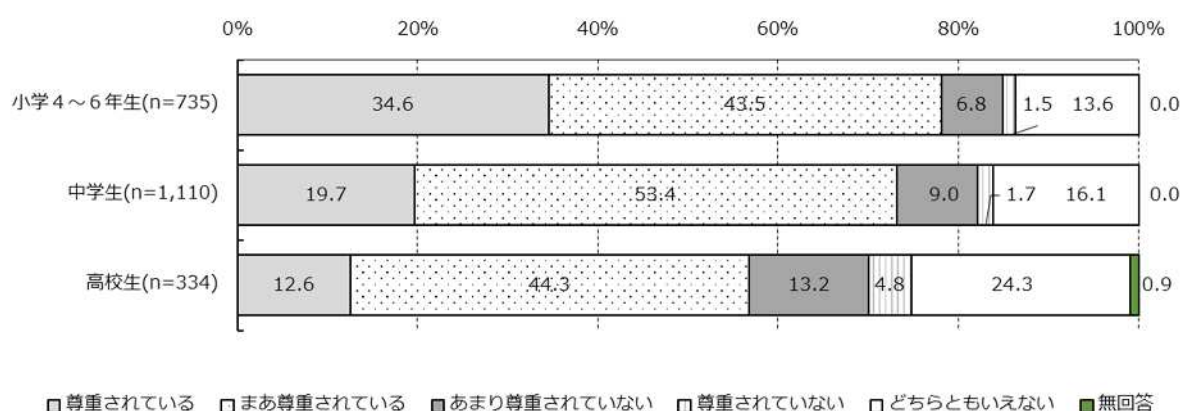
小学生保護者・中学生保護者ともに仕事とプライベートのバランスが希望と現実で異なっています。特に「仕事を優先」「家事（育児時間）を優先」が希望と比べて現実で多くなっています。



資料：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年）

③ こどもの権利の尊重に関する意識

小学4～6年生は「尊重されている」と感じている割合が比較的多いものの、年代が上がるにつれて減少傾向にあります。



資料：豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査（令和5年）

3 こどもの意見（こどもワークショップの開催）

令和5（2023）年8月、本計画の策定などの参考とするため、目指すまちの姿を考えるこどもワークショップを開催し、その中で出たこどもの意見を参考に、同年10月から11月にかけて、市内の小学生、中学生、高校生、大学生などに市民意向調査のアンケートを実施しました。

令和5（2023）年12月、こどもワークショップを再び開催し、市民意向調査のアンケート結果をこどもたちが分析し、豊田市の目指すまちの姿を考え、豊田市長に提言しました。

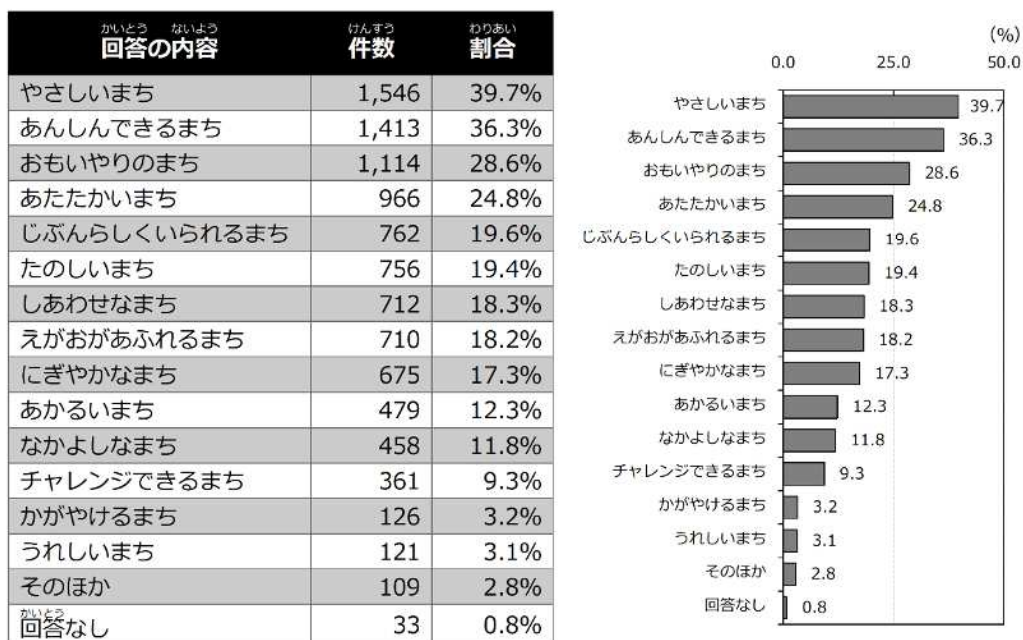
令和6（2024）年8月には、本計画の中間報告会を開催し、計画の策定状況やこどもたちの意見を反映した内容について報告しました。

開催日	参加者数
令和5（2023）年8月24日	32名（小学5年生～高校生）
令和5（2023）年12月10日	51名（小学5年生～大学生）
令和6（2024）年8月22日	49名（小学5年生～大学生）

【豊田市をどんなまちにしたいか（市民意向調査におけるこどもや若者の回答）】

とよたし 豊田市を **どんなまちにしたいですか**（3つまで^{せんたくしき}選択式）

- 「やさしいまち」がいちばん^{おおい}多く、そのつぎに「あんしんできるまち」や「おもいやりのあるまち」となっています。



【ワークショップでこどもたちが考えた豊田市の目指すまちの姿】

- みんなが笑顔で、世界で一番楽しく自由な町とよた
- 自分らしく子どもも大人も楽しいまち
- 年齢の壁なく関われる、あいさつ、信頼、幸福にあふれて好きだといえるまち
- 笑顔で自分らしくいられる町とよた
- いじめがなく、笑顔があふれる明日が楽しみなまちとよた
- 思いやりからつながるみんなの居場所(とよた)

2.第3次子ども総合計画の主な取組・成果・課題

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年計画である「第3次子ども総合計画」の主な取組・成果・課題（令和5（2023）年度まで）は、次のとおりです。

なお、最終的な達成状況については、計画の最終年度である令和6（2024）年度が終了した後に確認を行い、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議に報告し、公表します。

取組方針Ⅰ

子どもの権利保障

取組	・小・中学生や保護者、地域向けの子どもの権利啓発事業の実施 ・家庭児童相談室における相談体制の充実 ・パークはあと라운ジの拡充、校内はあと라운ジの設置
成果指標	・子ども条例の認知度（小学生・中学生・高校生・一般市民） →全世代で、認知度が向上 特に、中学生は大幅に向上（H30：28.6% ⇒R5：48.1%） ・子どもの自己肯定感の向上（小学校高学年・中学生） →「自分は価値のある人間だと思う」などの自己肯定感に関する設問で、概ね増加傾向。例えば、中学生（H30：50.8% ⇒ R5：62.0%） ・いやなことをされたり、言われたことがない人の割合 →小学校高学年は増加（H30：51.6% ⇒R5：63.3%） 中学生は増加（H30：57.2% ⇒R5：62.0%） 増加高校生は減少（H30：52.7% ⇒R5：51.8%）
成果と課題	こどもの権利に関する啓発事業などによって、子ども条例の認知度などが向上した。しかし、虐待やいじめ、不登校など困難を抱えるこどもが依然として多くいる現状を踏まえ、こどもの権利保障について「知っている」から「行動している」につなげていく必要がある。

取組方針Ⅱ

安心して生み育てられる支援体制の充実

取組	・産婦健診の回数を1回から2回に拡大 ・産後ケア事業の充実（対象年齢拡大・訪問型など） ・多胎ピアサポート事業の開始 ・家族形成期を対象とした市営住宅の提供
成果指標	・「出産、子育てがしやすいまち」として満足している割合 →減少（H28：66.5% ⇒ R5：56.2%） ・就学前児童のいる世帯のうち、子育てに自信がない市民の割合 →増加（H30：44.2% ⇒ R5：45.7%）
成果と課題	新型コロナウイルス感染症の蔓延や物価高騰等により社会・経済状況が不安定な中、「出産や子育てがしやすいまち」としての満足度は低下したが、産後ケアや豊田市独自の家事育児ヘルパー派遣など育児負担を軽減する事業を拡大してきた。今後は、子育て支援に関する情報を、必要な人に分かりやすく届けていくことが必要である。

取組方針Ⅲ

すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

取組	・ 公立・私立園における0歳から2歳児までの定員拡大 (2,701人→2,825人) ・ 保育業務支援システムの導入(0園→60園全園) ・ 育休退園制度の廃止(令和5年度から)
成果指標	・ 待機児童数 →0人を維持(H30.4.1:0人⇒R5.4.1:0人)
成果と課題	0歳から2歳児までにおける就園率の大幅な上昇や住宅開発等による保育需要に対応し、待機児童数ゼロを維持することができた。今後は、保育士配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度(仮)」などの国の動向、保育ニーズを踏まえ、「0歳から2歳児の受入れ枠拡大」と「保育士の確保」を着実に進める必要がある。

取組方針Ⅳ

青少年の健全育成及び若者支援

取組	・ 放課後児童クラブの新規開設(2校) ・ 放課後児童クラブの通信環境の整備 ・ 若者サポートステーションにおける相談機能の強化、若者支援地域協議会の開催
成果指標	・ 放課後児童クラブの待機児童数 →0人を維持(R1.5.1:0人⇒R5.5.1:0人) ・ 地域行事に参加している割合(小学生・中学生・高校生・青少年) →減少傾向。例えば、中学生(H30:72.4%⇒R5:68.5%)
成果と課題	支援員や活動室の確保に努め、放課後児童クラブの待機児童数はゼロを維持できたが、今後は受入れ対象学年の拡大(小学5・6年生)への対応が必要となってくる。また、地域行事への参加割合は減少しており、こどもや若者が多様なつながりを持てるような取組が必要である。

取組方針Ⅴ

地域ぐるみによる子育て社会の創造

取組	・ 働き方改革推進支援補助金の創設 ・ 働きやすい職場づくり推進事業所確認・公表制度の創設 ・ 夫婦での家事分担応援講座、夫婦で学ぶ育休講座の実施
成果指標	・ ワーク・ライフ・バランス関連認証制度の取得事業所数 →増加(H30末:208社⇒R5末:476社) ・ 小・中学校の活動等に参加した市民の割合 →減少(H28:28.6%⇒R5:20.6%)
成果と課題	ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所は増加しているため、今後は優良事業所の好事例の横展開や、取組事業所のすそ野の拡大が必要である。一方で、こどもの活動に関わる市民の割合は減少している。こどもと大人が交流し、地域全体でこどもの成長を支える新たな取組が必要である。

第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開

1. 計画の基本理念と基本方針

第1次から第3次までの子ども総合計画では、「子ども・親・地域が育ち合う子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」を基本理念としてきました。

本計画の基本理念は、「子ども・親・地域が育ち合う」「子どもたちの笑顔」というこれまでの理念を継承しつつ、こどもにも分かるようなシンプルな表現とし、「こどもたちの笑顔があふれるまちとよた」としました。

笑顔が「輝く」から笑顔が「あふれる」とした理由は、輝いている笑顔、はにかんだ笑顔、明るい笑顔など、こどもたちの様々な笑顔があふれるまちにしたいという思いからです。また、こどもたちの意見でも「みんな」「笑顔」「あふれる」というキーワードが多く出たため、その思いも形にしました。

「こどもたちの笑顔があふれるまち」は、こどもも大人も、すべての人が笑顔で過ごすことができる、「みんなにやさしいまち」であると考えています。

基本理念

こどもたちの笑顔があふれるまち とよた

本計画を推進するにあたり、基本理念を実現するための基本的な方針を2点掲げます。

基本方針① こどもの権利を大切にする

「こどもたちの笑顔があふれるまち」を実現するためには、こどもたち一人ひとりが、かけがえない存在として尊重される必要があります。また、こどもたちの多様な価値観が認められ、こどもが自分らしくいられることも必要です。

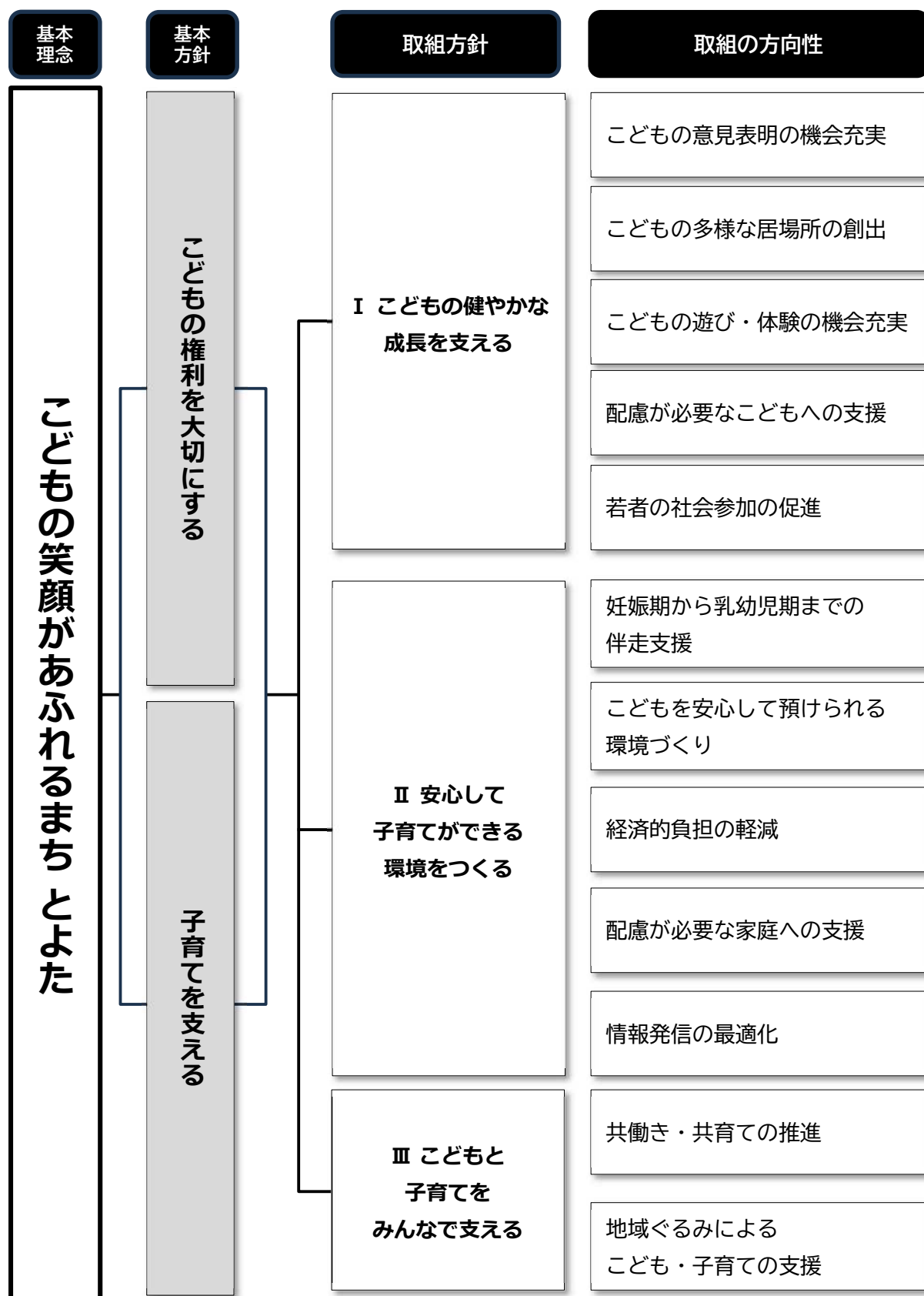
その上で、最も大切なことが、豊田市子ども条例で規定する4つのこどもの権利を理解し、守り、実践することです。

基本方針② 子育てを支える

こどもが笑顔になるためには、こどもの成長を一番身近で支える保護者や家族の笑顔も必要です。昨今では、子育て家庭の孤立や仕事と子育ての両立の難しさ等が問題となっており、社会全体で子育てを支える取組が重要となります。

2. 計画の体系

本計画では、基本理念・基本方針を踏まえて、3つの取組方針、その下に取組の方向性を設定しました。



3. 重点プロジェクト

本計画では、計画策定にあたって実施したアンケート調査や、子ども会議などから得られた子ども本人や保護者等の意見を踏まえ、計画期間において、重点的に取り組む施策を、重点プロジェクトとして設定することにしました。

重点プロジェクトは、豊田市がこれまで取り組んできたことを踏まえ、課題として明確になってきた点や、国や社会の動向に対応し、こどもや子育て家庭の目線に立って効果的と考えられるものに重点的に取り組むため、以下の3つを設定しました。

各プロジェクトでは、具体的な取組を複数設定し、5年間における推進スケジュールを記載しています。今後はそれぞれの取組について、毎年度進捗管理をしながら確実に柔軟に推進していきます。

重点1 こどもの権利プロジェクト

- ①市民との共働によるこどもの権利啓発
- ②こどもの意見表明・反映の仕組みづくり
- ③地域資源を活用したこどもの支援体制の充実

重点2 こどもの居場所プロジェクト

- ①多様なこどもの居場所づくりの推進
- ②こどもの居場所マップの構築
- ③こどもと居場所のマッチング

重点3 子育て支援デジタル化プロジェクト

- ①プッシュ型通知による最適な情報発信
- ②デジタル技術活用による子育て手続の負担軽減

重点1 こどもの権利プロジェクト

設定根拠

- ・令和5（2023）年4月にこども基本法が施行され、国全体でこどもの権利への関心が高まっています。豊田市は、平成19（2007）年10月に子ども条例を制定し、こどもの権利の実現に向けた取組を先進的に実施してきた実績があり、子ども条例の認知度や、こどもの権利が尊重されていると感じる市民の割合は増加しています。
- ・しかし、虐待やいじめ、不登校など困難を抱えるこどもが依然として多くいる現状を踏まえ、こどもの権利保障について「知っている」から「行動している」につなげていく必要があります。
- ・また、平成20（2008）年度から子ども会議を開催し、市政にこどもの意見を届ける機会をつくってきましたが、一部のこどもの参加に留まることから、より多くのこどもの意見を市政に反映させる仕組みの構築が課題となっています。

取組の方向性

◆こどもの権利の理解を広める・深める

令和5（2023）年11月に開催した子どもの権利条約フォーラム2023inとよた※の経験を生かし、こどもの権利に関心のある市民団体等と共に、より多くの市民にこどもの権利を啓発するとともに、実際にこどもの権利を尊重した行動につながるように、理解を深める取組を進めます。

※子どもの権利条約やこどもの権利についての理解の普及を目的に開催した全国フォーラム

◆こどもの意見を市政に取り入れる

子ども会議だけでなく、より幅広くこどもの意見を聴く取組を推進するとともに、こどもの意見を計画段階から市政の各分野に取り入れる仕組みを構築します。また、一部の地域で実施されている、こどもの意見を地域に反映する取組が、より多くの地域で取り組まれることを目指します。

こどもの意見がどのように施策や事業に反映されたかフィードバックすることで、こどもの自己肯定感や社会の一員としての主体性を育んでいきます。

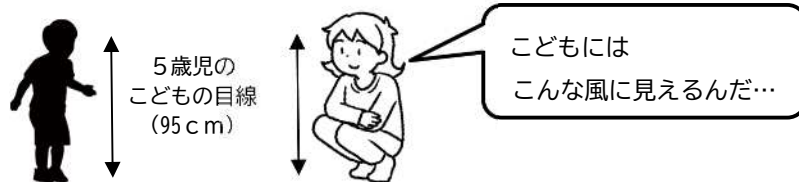
◆こどもの権利侵害への適切な対応

虐待やいじめ、不登校など、権利が侵害されているこどもに対して、行政だけではなく、地域全体でのこどもの見守りや適切な支援へのつなぎなど、こどもが声をあげやすい環境づくりを進めます。

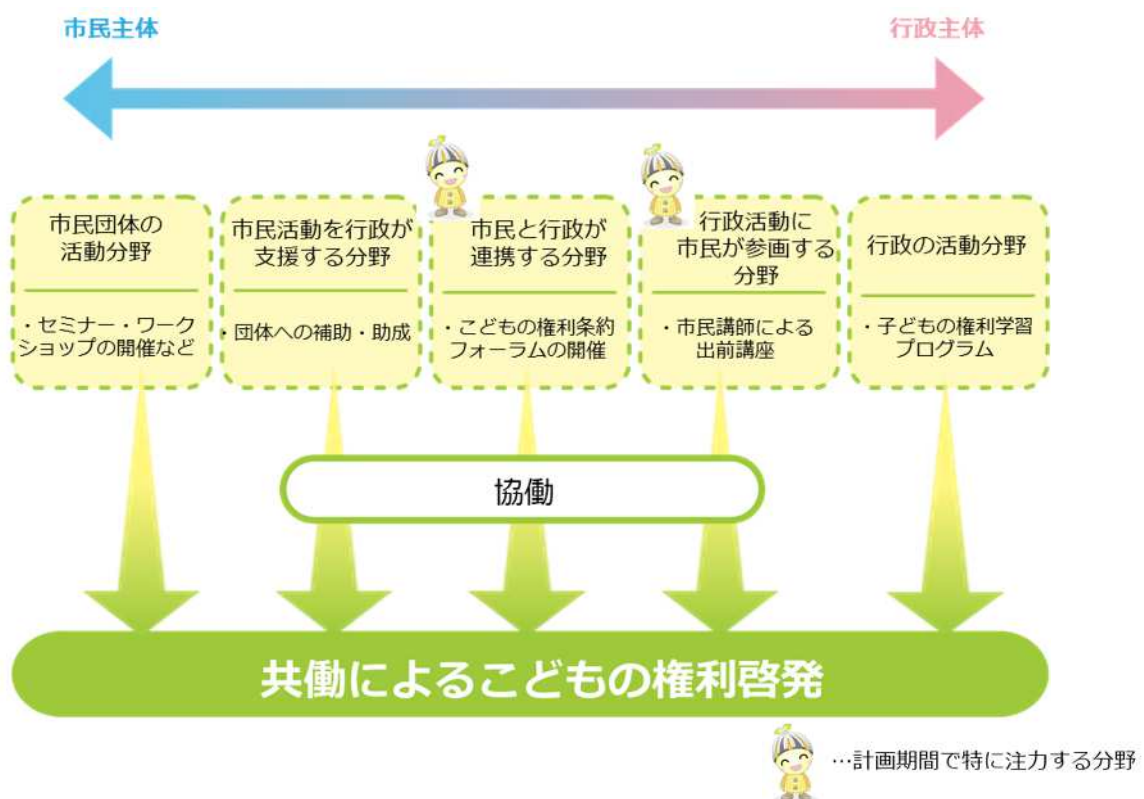
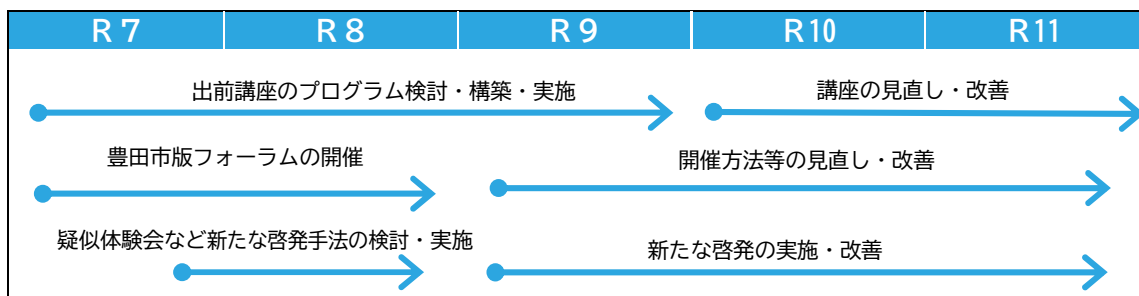
①市民との共働によるこどもの権利啓発

具体的な取組内容

- ・こどもの権利に関心の高い市民団体や企業・事業所などと共働※して、市民講師による出前講座や、(仮称) 豊田市版こどもの権利条約フォーラムの開催など、こどもの権利の理解を広める取組を実施します。行政だけでなく市民と共働することで、こどもの権利を理解する市民のすそ野を広げます。
- ・また、大人がこども目線を実感できるような疑似体験会など、具体的に分かりやすい啓発を行うことで、こどもを尊重する行動につなげます。



【スケジュール】



②こどもの意見表明・反映の仕組みづくり

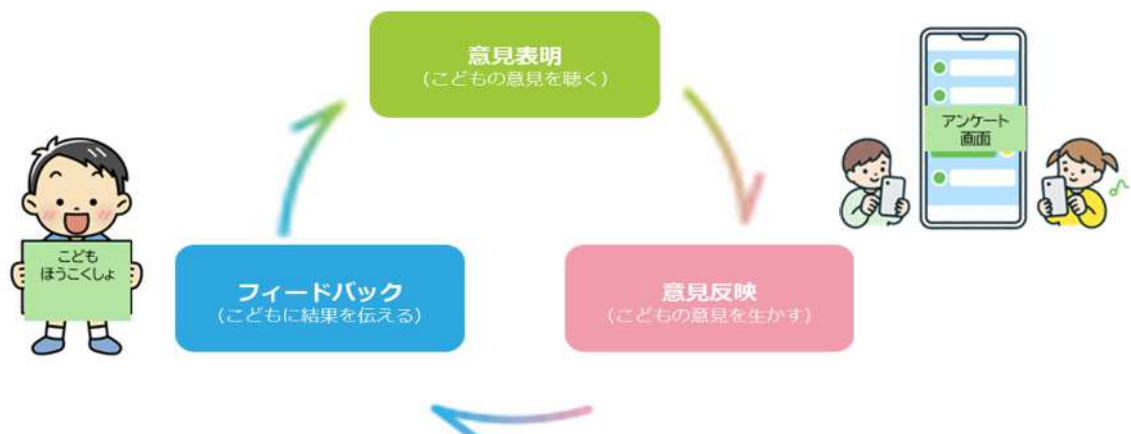
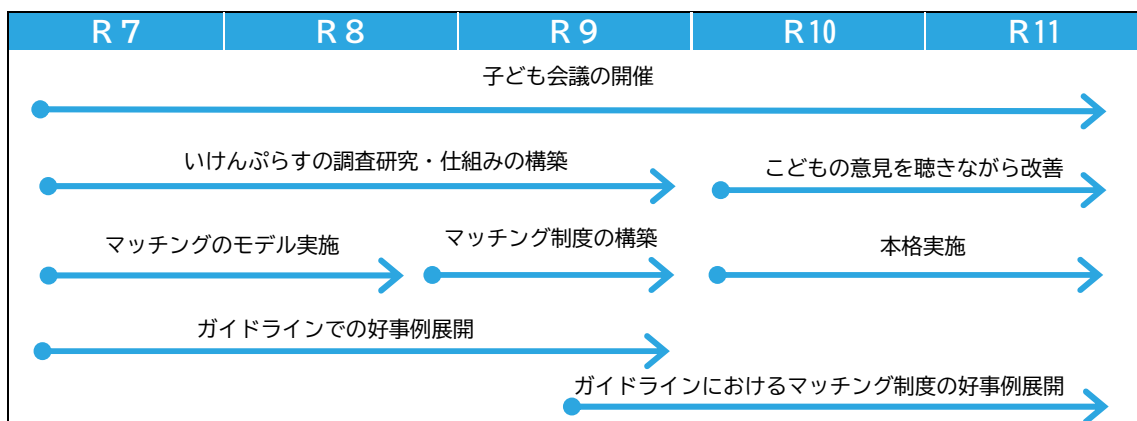
具体的な取組内容

- ・子ども会議などの既存の仕組みに加え、「(仮称) 豊田市版子ども若者★いけんぱらす※」など、こどもがより気軽に気持ちや意見を言える仕組みをつくり、意見表明機会の充実を図ります。

※こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる取組

- ・こどもの意見反映の手法や好事例などを掲載した「(仮称) 豊田市版こどもの意見反映ガイドライン」を作成します。さらに、市の施策立案や事業実施とこどもの参画をマッチングする取組により、こどもの意見が市政に反映される仕組みを構築します。
- ・また、こどもの意見がどのように施策や事業に反映されたか、こどもにフィードバックしていきます。

【スケジュール】



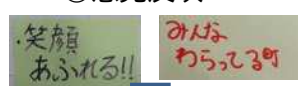
例：豊田市子ども・若者計画の策定に関するこどもワークショップ

①意見表明



「豊田市が目指すまちの姿」をこどもが考え、発表

②意見反映



基本理念
こどもたちの笑顔があふれるまち とよた

ワークショップで出たこどもからの意見を基本理念に反映

③フィードバック



市からこどもに、意見反映の結果を報告

③地域資源を活用したこどもの支援体制の充実

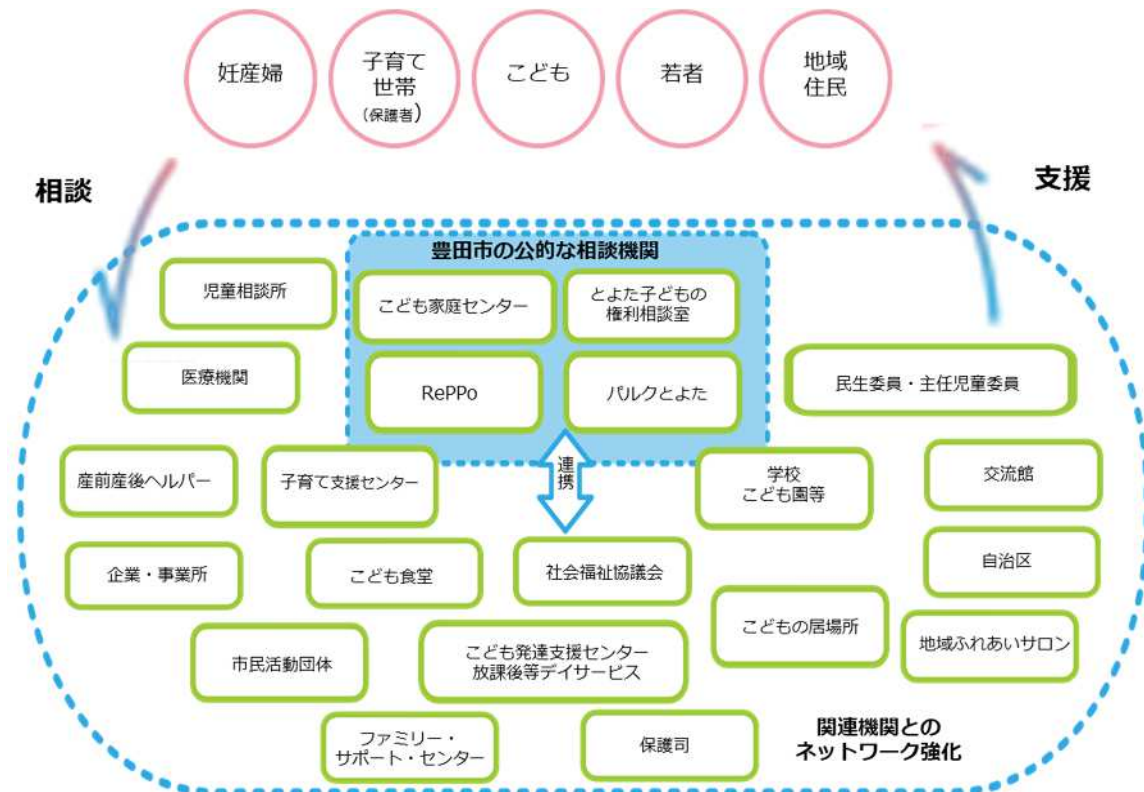
具体的な取組

- ・ 公的な支援機関や相談機関（こども家庭センターやこども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽー」等）に加えて、こどもの支援を行う市民団体や地域ボランティア等の地域資源の把握を行います。
- ・ 次に、それらが地域で包括的に連携するネットワークを構築することで、困難を抱えるこどもや子育て家庭を適切な支援先につなぎ、ヤングケアラーや貧困などのこどもの権利侵害に迅速に対応できるようにします。

【スケジュール】



こどもの支援体制のイメージ図



重点2 こどもの居場所プロジェクト

設定根拠

- ・令和5（2023）年12月に国が発出した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、人が生きていく上でも不可欠な要素であると示されています。
 - ・豊田市の調査では、学校以外の活動にできるだけ参加しているこどもほど、自分のことが好きだと感じている傾向にあり、学校以外に自分の居場所を持つことが自己肯定感の高さに関わっていると考えられます。
 - ・また、同調査では、自分のことが好きだと感じているこどもや若者の方が、結婚したい、将来こどもを育てたいと考えている傾向にあり、自己肯定感の高さは将来のまちの姿にも影響があると考えられます。
 - ・しかし、学校以外への活動の参加状況については「できるだけ多く参加している」「時々参加している」の割合が、前回の調査より減少しており、こどもが自分の居場所を見つける仕組みの構築が課題となっています。
-
-

取組の方向性

◆こどもの居場所をつくる

市の公共施設、企業・事業所、市民団体などが持つ資源（場所や人）を活用し、こどもが多様なつながりの中で様々な遊びや体験ができるような、こどもが「行きたい」と思える居場所をつくれます。

◆こどもが居場所につながる

豊田市には、豊かな自然、多様な歴史や文化、スポーツの施設などこどもの居場所となり得る資源が多くあり、豊田市のまちの魅力の一つです。こどもが、これらの居場所とつながるための仕組みをつくっていきます。

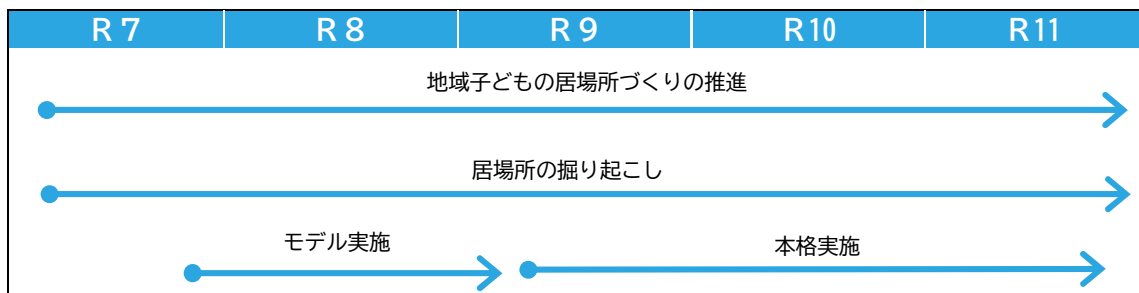
また、居場所への一歩が踏み出せないこどもには、中間支援組織がこどもに寄り添い、自分らしくいられる居場所とつなげる取組を行っていきます。

①多様なこどもの居場所づくりの推進

具体的な取組内容

- ・市や学校などの公共施設や企業・事業所の空きスペースを有効活用して、こどもの居場所となり得る場の掘り起こしを行います。
- ・さらに、こどもが遊びや体験を通じて、地域の大人と交流する機会を提供することで、こどもが自分らしくいられる居場所づくりを進めます。

【スケジュール】

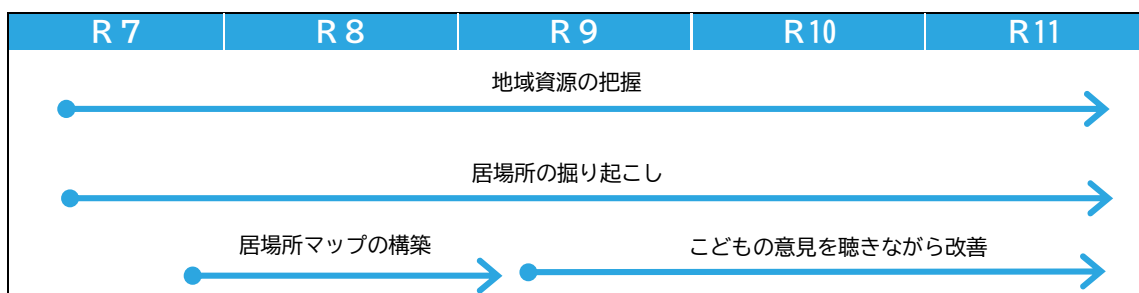


②こどもの居場所マップの構築

具体的な取組内容

- ・地域資源（こどもの居場所となり得る場や、こどもが遊びや体験の中で人とつながる場）の情報を集約し、ＩＣＴ等を活用してこどもたちに発信します。こどもが地域の居場所を知り、居場所とつながるきっかけをつくります。

【スケジュール】

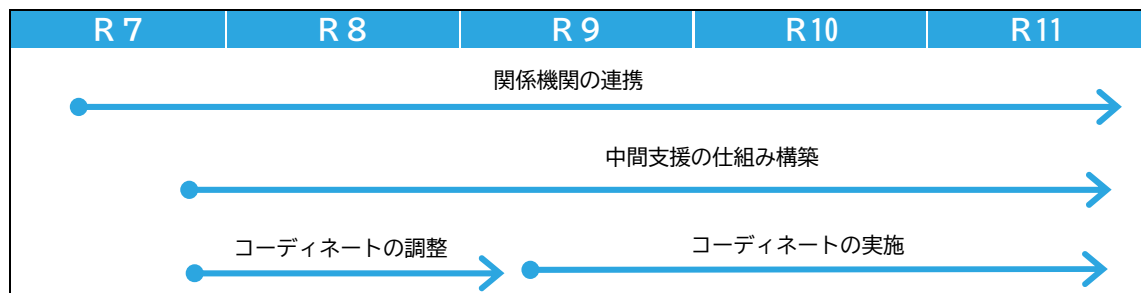


③こどもと居場所のマッチング

具体的な取組内容

- ・孤立しやすいこどもや若者が社会とつながりを持てるように、公的な支援機関や相談機関、地域団体などのネットワークを強化し、中間支援組織を中心として、こどもと居場所をつなぐためのコーディネートを実施します。

【スケジュール】



重点3 子育て支援デジタル化プロジェクト

設定根拠

- ・子育て世代の就労割合の高まりによって、時間的な制約の多い子育て世帯が増えており、行政手続における手書き書類が多いことや必要な情報を自ら調べることへの負担感などがあると言われています。
- ・豊田市の調査では、デジタル化によって行政サービスが便利になったと感じる市民の割合は、特に子育て世帯において多い傾向にあります。子育て世代はデジタルツールに慣れている人が多く、デジタル技術を活用した子育て支援は有効な手段になり得ると考えられます。

取組の方向性

◆必要な支援を必要な人に届ける仕組みづくり

◆行かない・書かない・待たない子育て窓口の実現

多忙な子育て世帯に対し、自ら探す手間をかけることなく、子育てに必要な情報がこどもの成長に合わせてもれなく届くような仕組みを構築するとともに、開庁時間に左右されず、いつでもどこでも必要な申請手続が完結できるように、デジタル技術を活用した取組を進めます。

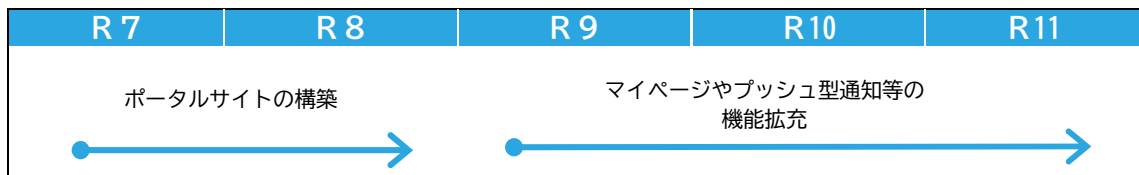
なお、国が推進する「こども政策DX」の方向性を踏まえ、国がシステムや仕組みを導入する分野については国の取組と整合性を図りつつ、豊田市独自の取組も合わせて取組を展開していきます。また、保育業務や放課後児童クラブのICT等、豊田市が既にDXの取組を進めている分野については、保護者や現場の職員等の声を踏まえ、更なる利便性の向上を目指します。

①プッシュ型通知による最適な情報発信

具体的な取組内容

- ・ こどもの成長や状況に合わせた子育て支援メニューや関連情報が簡単に検索できるポータルサイトを構築し、プッシュ型通知により保護者に情報を届ける仕組みと連動させることで、子育て支援に関する情報を、必要な人に分かりやすく届けられるようにします。
- ・ 出産や子育てに関する手続きやイベントへの申込等を、ポータルサイト内で完結できる仕組みをつくります。

【スケジュール】



②デジタル技術活用による子育て手続きの負担軽減

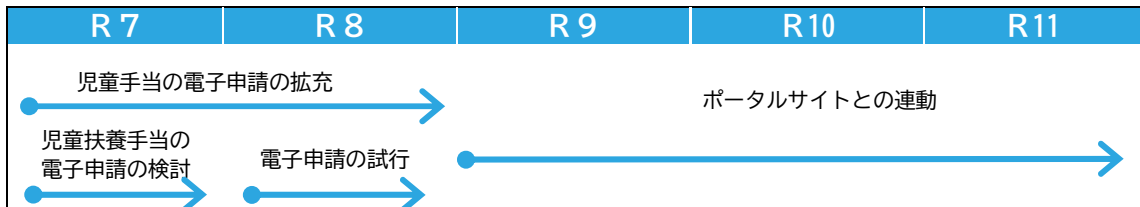
具体的な取組

- ・デジタル技術を活用することで、各種手続等にかかる時間や手間を減らし、市民がストレスなく簡単に手続できる仕組みをつくります。また、こども園や放課後児童クラブなどにおける事務負担を減らし、保育士や支援員などがこどもと関わる・見守るといった本来の業務に注力できる環境をつくります。

【スケジュール】

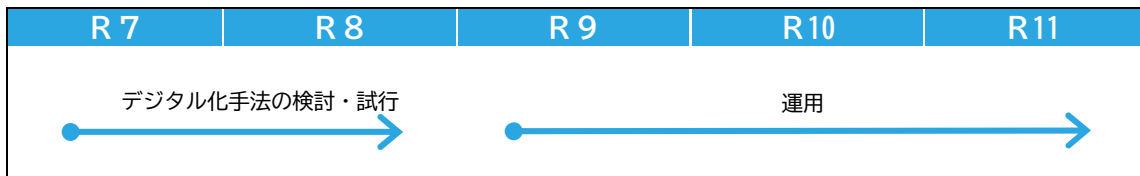
児童手当や児童扶養手当等のデジタル化

窓口へ出向く時間・手間・コストをかけることなく、自宅で24時間いつでも申請できるようにします。



乳幼児健診のデジタル化

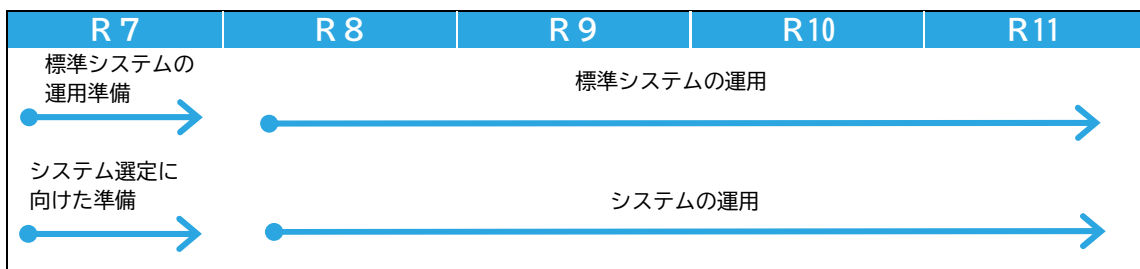
記録の入力・管理方法等を紙媒体からデジタルへ切り替えることで、問診票の記入時間を削減し、スムーズな健診受診につなげます



こども園等のデジタル化

入園や転園にかかる各種申請等について、地方公共団体の情報システム標準化の動向を踏まえたデジタル化を進めることで、手続にかかる保護者の負担を軽減するとともに、保育士がこどもと向き合う時間が増えるようにします。

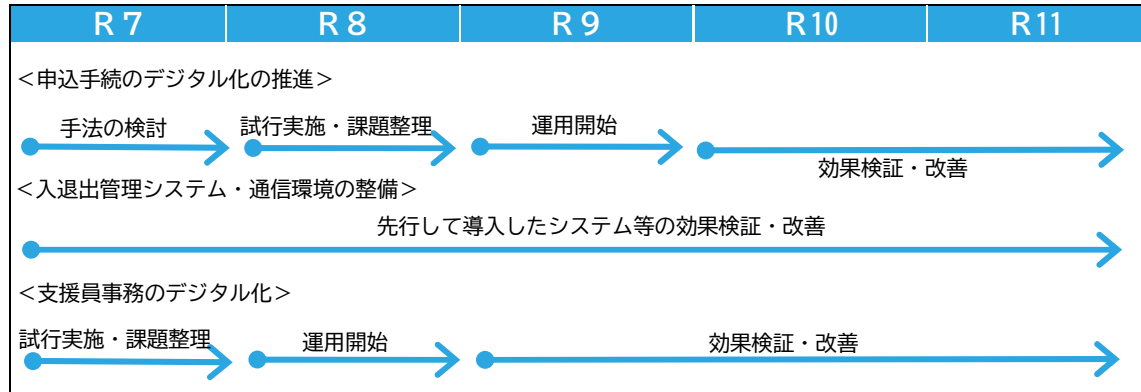
また、他自治体に先行して、保護者の利便性向上と現場の保育士の業務負担軽減を目的に導入した保育業務支援システムや集金業務のキャッシュレスの更新に向けて、地方公共団体の標準システムとの連携等を踏まえた、効果的なシステムを導入・運用します。



放課後児童クラブのデジタル化

放課後児童クラブの申込手続、保護者との連絡、現場で働く支援員の各種事務等にＩＣＴを活用することで、保護者の利便性向上や支援員の事務負担軽減を図ります。

また、こどもの安全・安心、保護者の利便性向上、支援員の事務負担軽減を目的に導入した入退室管理システムや、こどもがクラブ室でタブレット学習ができるように整備した通信環境について、効果を検証し、必要に応じて見直ししていきます。



4. 施策の展開

取組
方針

I

こどもの健やかな成長を支える

社会情勢の変化とともに、こどもを取り巻く環境は複雑化・多様化しています。こどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、各成長過程で適切に支援します。また、遊び・体験に主体的に取り組めるようにすることで、こどもの生き抜く力・学ぶ力を養い、自己肯定感を高められるよう支援します。

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値	めざす方向
自分のことが好きだと感じている こどもの割合（豊田市こども・子育て、 若者に関する市民意向調査） ※「とてもそう思う」「どちらかという そう思う」と答えた割合	小学4～6年生 67.8% 中学生 60.1% 高校生 62.2% 若者 62.1% (令和5年度)	↑
自分は価値のある人間だと感じている こどもの割合（豊田市こども・子育て、 若者に関する市民意向調査） ※「とてもそう思う」「どちらかという そう思う」と答えた割合	小学4～6年生 68.1% 中学生 62.0% 高校生 64.3% 若者 56.1% (令和5年度)	
地域行事に参加しているこどもの割合 （豊田市こども・子育て、若者に関する 市民意向調査） ※「できるだけ多く参加している」、「とき どき参加している」と答えた割合	小学1～3年生 80.0% 小学4～6年生 86.0% 中学生 68.5% 高校生 37.4% 若者 32.4% (令和5年度)	↑
「自分の意見が言えている」と感じ ているこどもの割合（豊田市こども・ 子育て、若者に関する市民意向調査） ※「とてもそう思う」「どちらかという そう思う」と答えた割合	小学4～6年生 77.2% 中学生 67.5% 高校生 70.3% 若者 68.7% (令和5年度)	↑

取組の方向性(1) こどもの意見表明の機会充実

こどもが意見表明できる機会を充実させることで、こども同士やこどもと大人がお互いをより深く理解するきっかけにするとともに、こどもの主体性や自己肯定感を育みます。また、こどもの意見を市の施策に取り入れることにより、こども視点でのまちづくりを進めます。

No.	取組名	内容
1	子ども会議の推進	市がこどもの意見を聴く機会として、子ども会議を開催します。会議では、子ども委員がまちづくりについて考え、話し合い、市長へ意見を伝えます。
2	こどもの意見表明の仕組みづくり	子ども会議などの既存の取組に加え、「(仮称) 豊田市版こども若者★いけんぷらす※」など、こどもがより気軽に気持ちや意見を言える仕組みをつくり、意見表明機会の充実を図ります。 ※こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる取組
3	こどもの意見反映の仕組みづくり	こどもの意見反映の手法や好事例などを掲載した「(仮称) 豊田市版こどもの意見反映ガイドライン」を作成します。さらに、市の施策立案や事業実施とこどもの参画をマッチングする取組により、こどもの意見が市政に反映される仕組みを構築します。

取組の方向性(2) こどもの多様な居場所の創出

地域のつながりが希薄化している現在において、こどもが学校や家庭以外に安心して過ごせる居場所の確保が重要となっています。既存の資源を生かしながら、こどもが自分らしく過ごせる場所と人とのつながりを持てるように多様な居場所を創出します。

No.	取組名	内容
4	地域のこどもの居場所づくりの推進	地域や学校などの施設を有効活用し、こどもが遊びや体験などを通して、地域の大人と交流できる居場所を提供します。
5	多様な主体と連携した居場所づくりの推進	市や学校などの公共施設や企業・事業所の空きスペースを有効活用して、こどもの居場所となり得る場の掘り起こしを行います。
6	こどもの居場所マップの構築	地域資源（こどもの居場所となり得る場や、こどもが遊びや体験の中で人とつながる場）の情報を集約し、ＩＣＴ等を活用してこどもたちに発信します。こどもが地域の居場所を知り、居場所とつながるきっかけをつくります。
7	こどもと居場所のマッチング	孤立しやすいこどもや若者が社会とつながりを持てるように、公的な支援機関や相談機関、地域団体などのネットワークを強化し、中間支援組織を中心として、こどもと居場所をつなぐためのコーディネートを実施します。
8	「居場所みつけプラン」の推進	不登校児童生徒の社会的自立に向けて、人と関わることのできる居場所づくりから不登校の未然防止まで、包括的な支援を進めます。
9	図書館を活用したこどもの居場所づくり	中央図書館やこども図書室のスペースを活用して、こどもだけでも自由に過ごすことができる場所を提供します。 また、広く情報を発信することで、活用の促進を図ります。

取組の方向性(3) こどもの遊び・体験の機会充実

豊田市ならではの多様な資源を活用して子どもたちが主体的に活動する機会を充実させることで、子どもが自己肯定感を高め、自己理解や価値観を深めるきっかけをつくります。

No.	取組名	内容
10	総合野外センターの活性化	利用者層の拡大に向けて、子どもを含む家族や青少年グループを対象にした新たな受け入れプランを実施します。 また、野外活動を通じたこどもの遊び・体験拠点としての魅力を高めるため、運営手法の見直しや施設リニューアルの必要性について検討します。
11	部活動の地域移行の推進	地域や民間事業者と連携し、子どもがスポーツ・文化芸術等の多様な活動に取り組める環境を整備します。
12	自ら考え判断する力を育む教育の推進	子どもが探究学習等の取組を通じて自ら課題設定をし、主体的・探究的に取り組む学びの機会を増やすとともに、多様な大人たちとの関わりを通じて、自分自身の将来を考えるきっかけとします。
13	子どもが参画する読書活動の推進	こどもの読書活動を支える様々な人との連携に加え、こどもの考えや要望を直接聞く機会を設けて、充実した読書環境づくりを進めることで、子どもたちに学びの場や体験の場を提供します。
14	スポーツによる遊び・体験の充実	こどもの発達段階を踏まえた、基本的な体の動かし方を学べる機会や、様々な競技種目に触れられる機会を提供します。
15	文化芸術による遊び・体験の充実	子どもが多様な価値観を認め合い、自己肯定感を高めるために、様々な文化芸術に触れられる機会を提供します。
16	自ら考え判断できるこどもを育むミュージアムづくり	鑑賞、観察、体験等の活動を通じて、子どもが主体的に見方・感じ方・考え方を身につけることを支援します。

No.	取組名	内容
17	こどもが主役となる プレーパークの開催	こどもたちが自然の中で自由に遊べるようにするため、 運営知識を有する指導者のもとでこどもが主役となる遊び 場を提供します。
18	幼児の日本語学習の 環境整備	外国にルーツを持つこどもが日本文化の中で活動できる よう、幼児期の発達に合った日本語学習と、保護者向けの 理解啓発の機会を提供します。

取組の方向性(4) 配慮が必要な子どもへの支援

配慮が必要な子どもに対して寄り添った適切な支援を行うことで、子どもが将来に向かって前向きに過ごすことができる環境を整えます。

No.	取組名	内容
19	インクルーシブ保育の推進	障がいのある児童や外国籍児童などが、地域のこども園において安全・安心に過ごせるよう、保育士の研修体系や内容の見直し等を行い、保育の質の維持・向上を図ります。 また、私立幼稚園において医療的ケア児を安定的に受け入れるよう、必要な補助制度を創設します。
20	放課後児童クラブにおける配慮が必要な児童への支援	配慮が必要な児童を含めたすべての児童が放課後児童クラブで安心して楽しく過ごせるよう、放課後ソーシャルワーカーを配置し、放課後支援員等への専門的なアドバイスの実施や、学校を始めとした関係機関との連携体制を整備します。
21	重層的な支援体制の更なる充実	配慮が必要な子どもや家庭等に対し、関係機関の連携により、包括的な相談支援や社会参加支援を行います。また、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場の整備やコーディネートによる地域づくりを実施します。
22	虐待の未然防止・早期対応の体制強化	こども園や学校において、児童虐待防止プログラムを実施します。また、とよた子育てコール24の運営、こども家庭ソーシャルワーカーの配置等により、相談支援体制を強化します。
23	とよた子どもの権利相談室「こことよ」の体制強化	相談員に指導・助言を行うスーパーバイザーを配置し、相談員の専門性を高めることでこどもの権利救済のための体制を強化します。
24	こども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽ-」の体制強化	こども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽ-」において、利用者の増加に対応するため、相談員に指導・助言を行うスーパーバイザーの配置や相談員の増員等により運営体制を強化します。
25	青少年相談センター「パルクとよた」の相談体制の充実	青少年相談センター「パルクとよた」において、心理士や社会福祉士による、関係機関や学校等との連携も生かした、小学生から18歳までの子どもや保護者との相談を行います。

26	学校におけるこどものＳＯＳを把握する体制の充実	児童生徒の心の悩み、対人関係の悩み、学校に行きにくいなどの声を把握し、心のケアを進めることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談等の充実を図ります。
----	-------------------------	---

取組の方向性(5) 若者の社会参加の促進

青少年センターを起点として、若者が意欲や関心に応じて、きっかけづくりから具体的な活動、まちづくりへの主体的な参画へとステップを踏んで進められるように、若者が地域や社会とつながる多様な機会の提供や、学びや交流を通じた活動支援、まちづくりへの主体的な活動を促進します。また、各種活動を通じて若者が課題解決の経験を得ることで、将来のキャリアについて考え、自己実現につなげられるよう支援します。

No.	取組名	内容
27	若者が活動を始め ためのきっかけづく り	ボランティアやイベント活動など、高校生や大学生などが意欲や関心に応じて選択できる多様な場を用意するとともに、若者に向けて積極的に情報発信を行うことで、若者が活動を始めためのきっかけをつくります。 また、「二十歳のつどい」を通じて、地域の大人や同世代と交流できる機会を用意することで地域社会への参加を促進します。
28	学びや交流を通じた 若者の活動支援	青少年センターを活動の拠点として、若者グループの運営や様々な講座・イベントや、学生を対象にまちづくりに関する考え方や手法を学び、企画から実現まで一貫して行う講座を実施し、若者が仲間づくりできる環境を整え、若者の交流による成長を促進します。
29	若者主体のまちづく りの促進	若者が自らの強みや意欲を生かした企画を提案し、地域の人と関わり合いながら実現することにより、若者が地域社会の担い手として、主体的にまちづくりを行うことを促進します。
30	若者の企画・運営に よる出会いの場の創 出	若者が企画から運営までを一貫して行う、若者が参加しやすい婚活イベントを開催し、結婚を希望する若者同士の出会いの場を創出します。

安心して子育てができる環境をつくる

家族の在り方が多様化し、地域とのつながりが希薄化している中で、安心して子育てができる環境の整備はこれまで以上に重要となっています。また、様々な背景や困難を抱える家庭の受け皿となり得るきめ細やかな支援も必要です。全てのこどもが幸せに成長できるようにするため、こどもの育ちの上で最も基本となる家庭への支援を行います。

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値	めざす方向
「出産、子育てがしやすいまち」として満足している人の割合 (豊田市市民意識調査)	56.2% (令和5年度)	↑
こども園等に、子育て等の相談を気軽にできると感じている保護者の割合 (豊田市こども・子育て、若者に関する市民意向調査)	就学前児童保護者 39.1% (令和5年度)	↑
放課後児童クラブの運営状況に満足している保護者の割合 (豊田市調査) ※「充実したクラブ運営であり、とても満足している」「特に問題なく、満足している」と答えた割合	小学生保護者 93.1% (令和5年度)	→
デジタル化によって豊田市の行政サービスが便利になったと感じている人の割合 (豊田市市民意識調査) ※「就学前(0～5歳)」、「小学生」又は「中学生」と同居している人のうち、「思う」「どちらかといえば思う」と答えた割合	就学前(0～5歳) 60.7% 小学生 48.8% 中学生 47.9% (令和5年度)	↑

取組の方向性(1) 妊娠期から乳幼児期までの伴走支援

こどもを生み育てることを希望する人々が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期から子育て期にわたり、子育て家庭に寄り添いながら切れ目のない支援を行います。

No.	取組名	内容
31	プレコンセプションケアの推進	教育機関等と連携した性に関する教育、不妊不育症の相談、ホームページ等を活用したプレコンセプションケアに関する情報発信を行います。
32	不妊治療費の助成	保険適用となった生殖補助医療と併用して全額自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成し、不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減を図ります。
33	伴走型の出産・子育て支援	妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯に対し、LINE のプッシュ通知を活用した情報配信や面接等の伴走型相談支援を実施します。 妊娠期の妊婦に対し5万円、出産後こども一人に対し5万円を支給する出産・子育て応援給付金の支給を一体的に実施します。
34	産前・産後ヘルパーによる支援の充実	妊婦及び乳幼児を養育する子育て世帯に対して産前産後ヘルパーを派遣し、必要な支援を行うことで妊産婦の心身の健康維持を図り、こどもの健全な育成及び子育て家庭の福祉の増進に寄与します。
35	産後ケアの利用促進	出産後1年未満の乳児とその保護者等に対する心身のケアや育児のサポートを気軽に利用できるように、利用負担額の減額を行います。
36	乳幼児健康診査の適切な実施	健康診査を通して、疾病や疾患及び心身の発育に関する問題等の早期発見・対応や予防を行うことで、子育て支援につなげるとともに、支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援へとつなぎます。
37	乳幼児健康診査のデジタル化	乳幼児健康診査に必要な記録の入力・管理方法等を紙の書類からデジタルへ変更し、スムーズに健診を受診できるようにします。

取組の方向性(2) こどもを安心して預けられる環境づくり

働き方やライフスタイルの変化により多様化する保育ニーズを把握し、利用しやすい仕組みづくりを行うとともに、こどもが健やかに過ごすことができるよう、保育の質の向上に努めます。

No.	取組名	内容
38	未就園の乳児の預かりニーズへの対応	0歳から2歳までの乳児の一時保育について、乳児の定期預かりを実施していない園での実施拡大を図ります。 令和8年（2026）度から給付制度化する「こども誰でも通園制度（仮）」に適切に対応するとともに、一時保育との併用に関する運用ルールを定めることで、乳児の預かりを充実させていきます。
39	年度途中の待機児童対策	年度途中からでもこども園に入りやすくなるよう、幼稚園の保育所化や民間事業者の募集などにより、乳児受入れ枠の拡大を図ります。
40	保育の質の向上	3歳児クラスに、国の基準よりも手厚い基準で保育士を配置することで、落ち着いた園生活を送ることができるようにするとともに、保育ドキュメンテーション（保育の見える化）を推進し、保育の質の向上を図ります。
41	放課後児童クラブの拡充	多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、放課後児童クラブの対象を小学5・6年生まで拡大します。
42	こども園・放課後児童クラブにおける入退出管理システムの活用	こども園や放課後児童クラブにおいて、保護者が負担なく児童の出欠連絡を行うことができ、保護者向けの各種連絡等が正確かつスムーズに行われるよう、入退出管理システムを活用します。
43	放課後児童クラブにおける児童の活動内容の充実	空調設備が整備される小学校の体育館を活用する等、放課後児童クラブに参加する児童の活動内容の充実を図ります。

取組の方向性(3) 経済的負担の軽減

こどもを生み育てることや結婚を希望する人が、経済的要因を理由にそれらを諦めることがないようにするため、子育てや結婚に要する経済的負担の軽減を図ります。

No.	取組名	内容
44	こども園・幼稚園から中学校までの給食費無償化	幼児から中学生までの児童生徒のいる子育て世帯を対象に、経済的負担の大きい給食費を無償化することで、子育て支援及び教育環境の充実に寄与します。
45	こども医療費の助成	子育て世帯の医療に係る経済的な負担による受診控えを防ぎ、病気の早期発見や早期治療によるこどもの健全な育成を図るため、高校生世代までの入院・通院及び大学生等の入院に係る医療費の助成を行います。
46	結婚新生活の支援	結婚新生活に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用を補助し、新婚世帯を経済的に支援することで、豊田市への移住定住を促進するとともに、地域における少子化対策を推進します。

取組の方向性(4)配慮が必要な家庭への支援

ひとり親家庭やヤングケアラー家庭等、様々な背景や困難を抱える家庭が安心して子育てできる環境を整えます。また、関係機関が連携し、それぞれの家庭に寄り添いながら適切に支援します。

No.	取組名	内容
47	地域資源を活用したこどもの支援体制の充実	公的な支援機関や相談機関（こども家庭センターやこども・若者総合相談センター「RePP0-りっぽー」等）に加えて、こどもの支援を行う市民団体や地域ボランティア等の地域資源の把握を行います。 次に、それらが地域で包括的に連携するネットワークを構築することで、困難を抱えるこどもや子育て家庭を適切な支援先につなぎ、ヤングケアラーや貧困などのこどもの権利侵害に迅速に対応できるようにします。
48	ひとり親家庭の自立促進	ひとり親手当の支給や就業支援等により、自立を目指すひとり親を支援します。また、家庭環境や経済状況に関わらず、こどもが様々な体験や活動を通して将来の夢や希望が持てるような仕組みをつくります。
49	多胎家庭への個別支援	多胎の妊娠が分かった時から、保健師等が定期的に訪問や電話による状況確認を行います。 また、多胎育児経験者が多胎特有の悩みや不安に対して、直接、相談に乗り、アドバイスや情報提供を行います。さらに、保護者にとって負担が大きい産後の乳幼児健診に同行し、支援します。

取組の方向性(5) 情報発信の最適化

子育ての不安や孤立感の解消を図り、子育ての負担を軽減するために、妊娠期から子育て期にわたってのライフステージに合わせた「必要な情報」を「必要とする人」に届けます。

No.	取組名	内容
50	プッシュ型通知による最適な情報発信	こどもの成長や状況に合わせた子育て支援メニューや関連情報が簡単に検索できる市民ポータルサイトを構築します。また、プッシュ型通知により保護者に情報を届ける仕組みと連動させることで、子育て支援に関する情報を、必要な人に分かりやすく届けられるようにします。 さらに、出産や子育てに関する手続きやイベントへの申込等を、市民ポータルサイト内で完結できる仕組みをつくります。

近年、ワーク・ライフ・バランスを意識した多様で柔軟な働き方が浸透しつつあります。一方、地域のつながりの希薄化により、こどもたちが育つ家庭や地域の状況は変化しています。事業所の働き方改革の支援や地域のつながりを生かした子育て支援を行うことで、家庭だけに留まらない社会全体での子育てを促進します。

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値	めざす方向
働きやすい職場づくり推進事業所の確認・公表制度 延べ事業所数 (豊田市調査)	44 事業所 (令和5年度)	↑
子育ては女性も男性も協力して行っている人の割合(豊田市男女共同参画社会に関する市民意識調査) ※「そうしている」「どちらかといえばそうしている」と回答した割合	50.9% (令和5年度)	↑
こどもの権利が尊重されていると感じる人の割合(豊田市市民意向調査) ※「尊重されている」「まあ尊重されている」と回答した割合	小学生4～6年生 78.1% 中学生 73.1% 小学生保護者 51.5% 中学生保護者 48.8% 一般市民 46.9% (令和5年度)	↑
子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や場所があると感じている人の割合(豊田市市民意向調査)	就学前児童保護者 90.8% (令和5年度)	→

取組の方向性(1) 共働き・共育での推進

子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、事業所等と連携して柔軟な働き方を推進する社会づくりを行います。また、男性が積極的に育児に参加できる環境づくりを進めます。

No.	取組名	内容
51	働き方改革の推進	事業所への補助金交付やアドバイザー・講師派遣を行うことにより、事業所における働き方改革推進を支援します。 働きやすい職場づくりを行っている事業所の確認・公表制度や働き方改革に積極的に取り組む事業所の表彰制度を進めます。
52	男女共同参画の推進	講座の開催等により、市民の男女共同参画意識を高めます。また、男性の家事や育児へ関わる意識向上のための取組を行い、家庭における男女共同参画意識を高めます。

取組の方向性(2) 地域ぐるみによるこども・子育ての支援

地域全体でこどもの成長を支えることにより、子育て家庭における孤立感の解消を図ります。また、こどもとの関わりを通じて、市民が生きがい・学びを得て、地域で育ったこどもが地域に愛着を持つといった好循環が生まれることを目指します。

No.	取組名	内容
53	市民との共働によるこどもの権利啓発	こどもの権利に関心の高い市民団体や企業・事業所などと共働して、市民講師による出前講座や、(仮称)豊田市版こどもの権利条約フォーラムの開催など、こどもの権利の理解を広める取組を実施します。行政だけでなく市民と共働することで、こどもの権利を理解する市民のすそ野を広げます。 また、大人がこども目線を実感できるようなこども視点の疑似体験会など、具体的に分かりやすい啓発を行うことで、こどもを尊重する行動につなげます。
54	子育て世代の交流・相互援助の促進	子育て支援センターでの育児相談や親子で参加できる催し物等を通して、子育て家庭同士が交流できる環境を整えます。また、子育ての援助を受けたい人と援助したい人がお互いに助け合う仕組みを運用し、子育て世帯を支援します。
55	地域におけるこどもと大人の対話機会の創出	こどもと大人との交流を通して、こどもが地域に興味・愛着を持つとともに将来を考える機会とします。また、大人が地域のこどもや学校との関わりを持つきっかけづくりをします。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度では、以下のこども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

① 子育て支援の給付と事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園（新制度移行）
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保護者の居宅などにおいて保育を行います。
定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育
（こどもの居宅において保育を行います）
- 事業所内保育
（事業所内の施設などにおいて保育を行います）

施設等利用給付

- 幼稚園（新制度未移行）
- 預かり保育事業
- 特別支援学校
- 認可外保育施設等

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から高校生年代までの児童を養育している保護者などに手当を支給します。

地域子ども・子育て支援事業

- 放課後児童クラブ
（放課後児童健全育成事業）
- 延長保育
（時間外保育事業）
- 子育て短期支援事業
（ショートステイ）
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時保育ほか
（一時預かり事業）
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健診事業
- おめでとう訪問
（乳児家庭全戸訪問事業）
- 養育支援訪問事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 子育て世帯訪問支援事業

② 認定区分

子ども・子育て支援新制度において、保護者がこどものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付等）を受けるには、そのこどもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前のこども		満3歳未満の小学校就学前のこども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

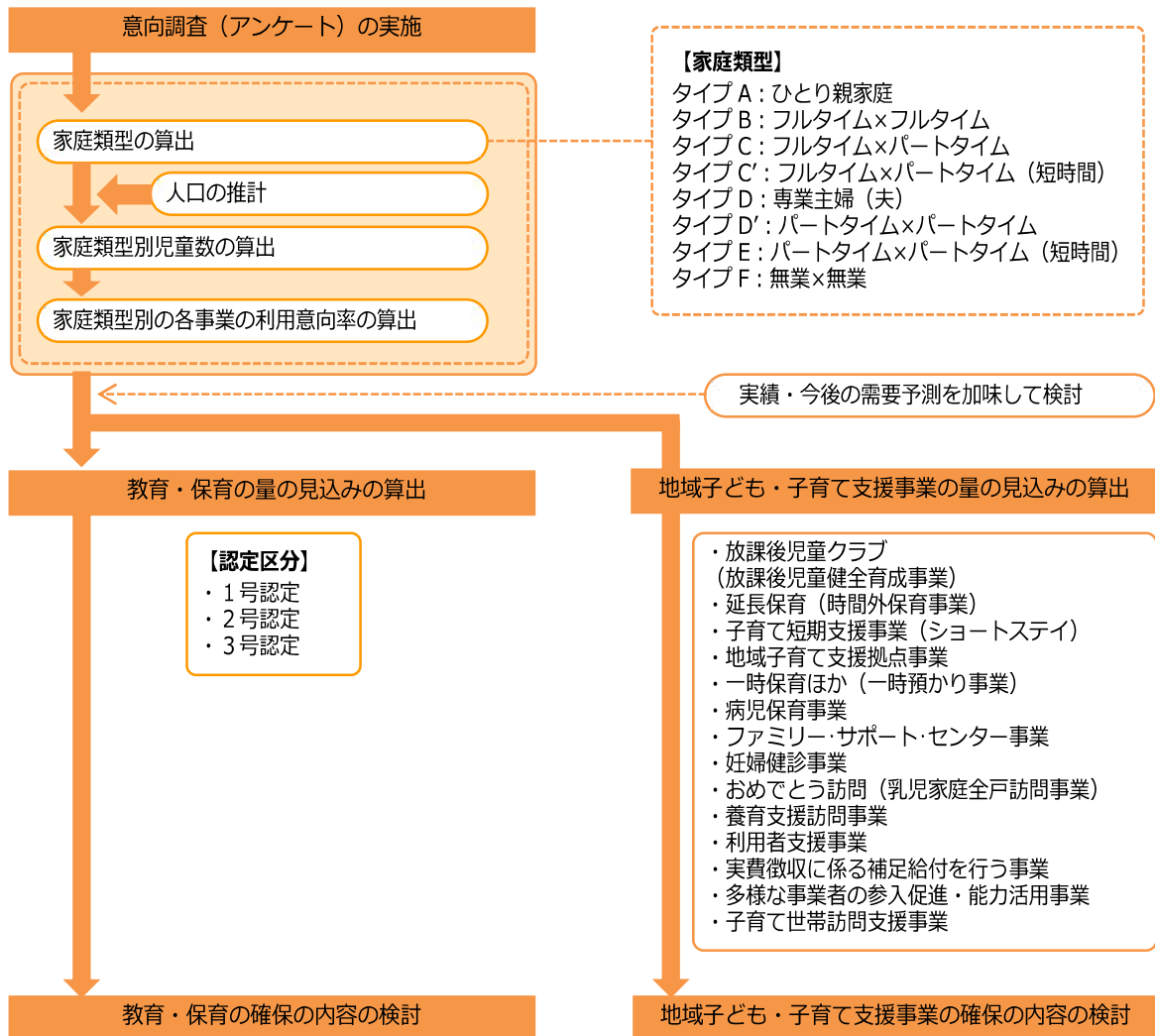
また、子育てのための施設等利用給付を受けるには、そのこどもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

	新1号認定	新2号認定	新3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前のこども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前のこども
対象条件	新2号、新3号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの

③ 量の見込みの算出の流れ

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和7（2025）年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととされています。

豊田市では、令和5（2023）年度に実施した意向調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しました。

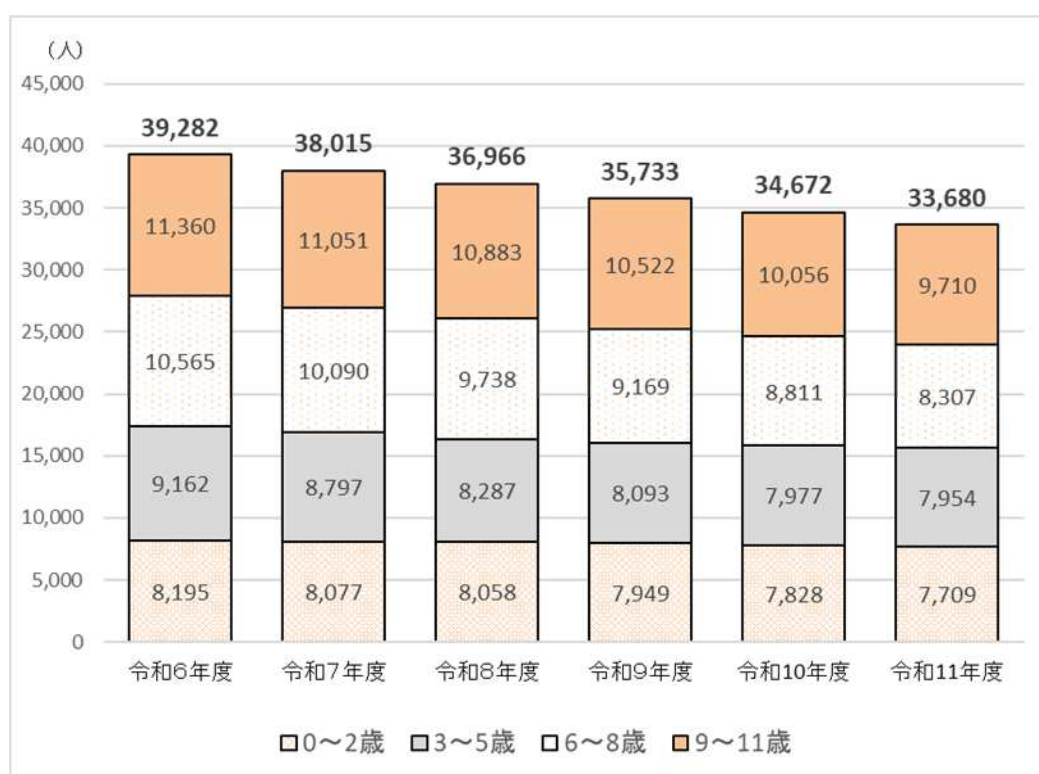


④ 年齢区分別児童人口推計

量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの人口推計は、平成30（2018）年～令和5（2023）年（各年10月1日）の住民基本台帳及び外国人登録人口をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	2,678	2,648	2,584	2,554	2,525
1歳	2,733	2,719	2,689	2,627	2,597
2歳	2,666	2,691	2,676	2,647	2,587
3歳	2,771	2,647	2,671	2,654	2,625
4歳	2,871	2,770	2,649	2,672	2,654
5歳	3,155	2,870	2,773	2,651	2,675
6歳	3,139	3,164	2,877	2,781	2,660
7歳	3,446	3,136	3,162	2,874	2,779
8歳	3,505	3,438	3,130	3,156	2,868
9歳	3,595	3,501	3,439	3,126	3,154
10歳	3,801	3,594	3,501	3,439	3,127
11歳	3,655	3,788	3,582	3,491	3,429



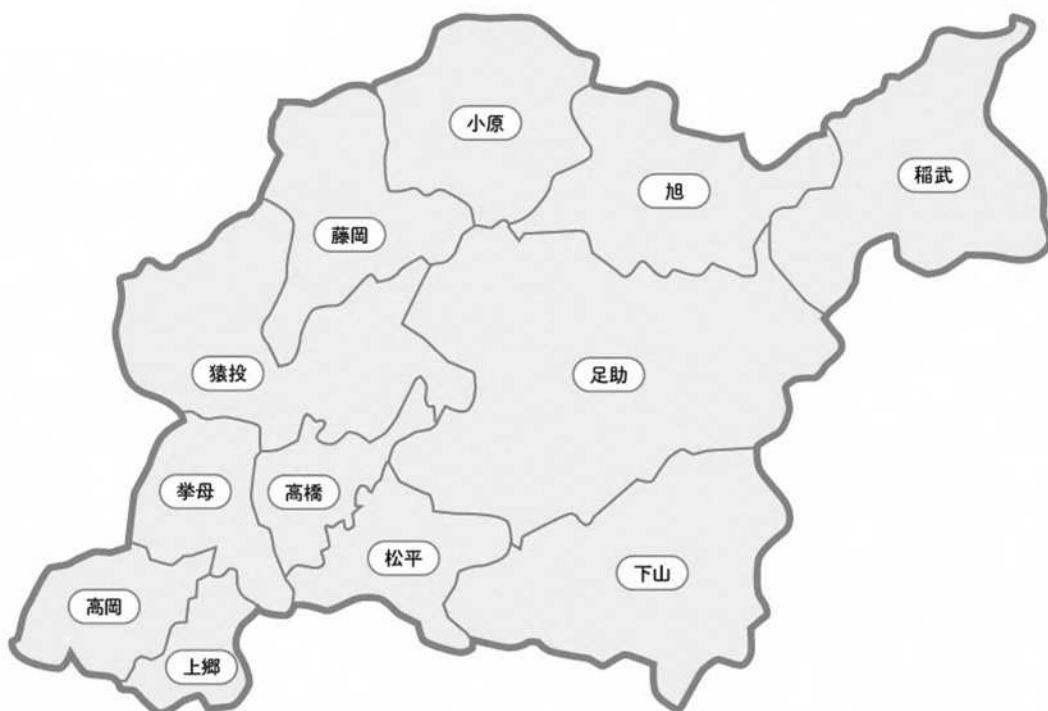
2 教育・保育提供区域について

国では、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

こども園、私立幼保連携型認定こども園、私立幼稚園に通園している児童の居住地と通園先の関連性を分析したところ、細分化された中学校区単位の区域では、こども園、私立幼保連携型認定こども園、私立幼稚園に通園している児童が居住区域内の園に通っている割合は低くなっており、分布状況にばらつきが見られることから、非効率な施設整備が必要となるおそれがあります。

一方で、支所単位の区域は、居住区域と利用園のバランスが比較的整っており、居住区域内の園に通っている割合も高くなっているため、中学校区単位と比較し、より実態に合った区域設定であるといえます。また、山村地域については、児童数が少ないことから、より広範囲で区域を設定するという考え方もできるものの、各区域の面積が広域であることや、社会的条件等を考慮すると、支所単位を1つの区域と捉えることが適切です。

これらのことから、本計画においては、豊田市の教育・保育提供区域は支所単位である12区域とします。



教育・保育の提供については、12 区域ごとに量の見込み及び確保の内容を設定します。
また、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童クラブを除く事業については、事業の性質を考慮し、市全域での量の見込み及び確保の内容を設定します。

		事業名	提供区域
教育・保育	(1)	3～5歳児（1・2号認定子ども）	12 区域
	(2)	0～2歳児（3号認定子ども）	12 区域
地域子ども・子育て支援事業	(1)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	12 区域
	(2)	延長保育（時間外保育事業）	全市域
	(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市域
	(4)	地域子育て支援拠点事業	全市域
	(5)	一時保育（一時預かり事業）	全市域
	(6)	病児保育事業	全市域
	(7)	ファミリー・サポート・センター事業	全市域
	(8)	妊婦健診事業	全市域
	(9)	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	全市域
	(10)	養育支援訪問事業	全市域
	(11)	利用者支援事業（母子保健型）	全市域
	(12)	実費徴収にかかる補足給付事業	全市域
	(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全市域
	(14)	子育て世帯訪問支援事業	全市域

3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 3～5 歳児（1・2号認定子ども）

① 確保の方針

・ 3～5歳児は、少子化の進行に伴い園児数が減少するため、現行の施設で充足します。

② 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

			令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量 の 見 込 み	A 1号	3,158	3,314	3,121	3,027	2,935	2,861
		B 2号	5,701	5,833	5,494	5,330	5,163	5,035
		合計	8,859	9,147	8,615	8,357	8,098	7,896
	確 保 の 内 容	1号	こども園 (幼)	550	440	310	310	310
			こども園 (保)	1,196	1,228	1,259	1,259	1,259
			私立幼稚園 (私学助成)	1,605	1,605	1,605	1,605	1,605
			私立幼稚園 (施設型給付)	290	290	290	290	290
			幼保連携型 認定こども園	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505
			C 合計	5,146	5,068	4,969	4,969	4,969
			充足数 (C-A)	1,988	1,754	1,848	1,942	2,108
		2号	こども園 (保)	4,632	4,753	4,871	4,871	4,871
			幼保連携型 認定こども園	2,291	2,291	2,291	2,291	2,291
			D 合計	6,923	7,044	7,162	7,162	7,162
			充足数 (D-B)	1,222	1,211	1,668	1,832	2,127
		合計 (C+D)	12,069	12,112	12,131	12,131	12,131	12,131

③ 区域別量の見込みと確保の内容

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
挙母	量の見込み	A 1号	1,034	965	919	873	822
		B 2号	1,821	1,699	1,618	1,536	1,447
		合計	2,855	2,664	2,537	2,409	2,269
	確保の内容	1号	こども園（幼）	280	280	280	280
			こども園（保）	328	328	328	328
			私立幼稚園（私学助成）	930	930	930	930
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	471	471	471	471
			C 合計	2,009	2,009	2,009	2,009
			充足数（C-A）	975	1,044	1,090	1,187
		2号	こども園（保）	1,266	1,266	1,266	1,266
			幼保連携型認定こども園	886	886	886	886
			D 合計	2,152	2,152	2,152	2,152
			充足数（D-B）	331	453	534	705
		合計（C+D）		4,161	4,161	4,161	4,161

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高橋	量の見込み	A 1号	408	386	364	344	319
		B 2号	717	679	641	605	561
		合計	1,125	1,065	1,005	949	880
	確保の内容	1号	こども園（幼）	130	0	0	0
			こども園（保）	164	195	195	195
			私立幼稚園（私学助成）	495	495	495	495
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	225	225	225	225
			C 合計	1,014	915	915	915
			充足数（C-A）	606	529	551	596
		2号	こども園（保）	636	754	754	754
			幼保連携型認定こども園	299	299	299	299
			D 合計	935	1,053	1,053	1,053
			充足数（D-B）	218	374	412	492
		合計（C+D）		1,949	1,968	1,968	1,968

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上郷	量の 見込み	A 1号	401	392	392	387	388
		B 2号	706	690	689	682	683
		合計	1,107	1,082	1,081	1,069	1,071
	確保の 内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0
			こども園（保）	107	107	107	107
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	326	326	326	326
			C 合計	433	433	433	433
			充足数（C-A）	32	41	41	45
		2号	こども園（保）	415	415	415	415
			幼保連携型認定こども園	418	418	418	418
			D 合計	833	833	833	833
			充足数（D-B）	127	143	151	150
		合計（C+D）		1,266	1,266	1,266	1,266

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高岡	量の 見込み	A 1号	579	529	518	521	539
		B 2号	1,019	931	912	917	950
		合計	1,598	1,460	1,430	1,438	1,489
	確保の 内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0
			こども園（保）	206	206	206	206
			私立幼稚園（私学助成）	180	180	180	180
			私立幼稚園（施設型給付）	25	25	25	25
			幼保連携型認定こども園	153	153	153	153
			C 合計	564	564	564	564
			充足数（C-A）	-15	35	46	25
		2号	こども園（保）	796	796	796	796
			幼保連携型認定こども園	378	378	378	378
			D 合計	1,174	1,174	1,174	1,174
			充足数（D-B）	155	243	257	224
		合計（C+D）		1,738	1,738	1,738	1,738

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
猿投	量の 見込み	A 1号	580	557	555	538	535
		B 2号	1,022	980	978	947	941
		合計	1,602	1,537	1,533	1,485	1,476
	確保の 内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0
			こども園（保）	206	206	206	206
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	180	180	180	180
			幼保連携型認定こども園	240	240	240	240
			C 合計	626	626	626	626
			充足数（C-A）	46	69	71	88
		2号	こども園（保）	796	796	796	796
			幼保連携型認定こども園	260	260	260	260
			D 合計	1,056	1,056	1,056	1,056
			充足数（D-B）	34	76	78	109
		合計（C+D）		1,682	1,682	1,682	1,682

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
松平	量の 見込み	A 1号	62	60	52	52	51
		B 2号	109	105	92	91	89
		合計	171	165	144	143	140
	確保の 内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0
			こども園（保）	33	33	33	33
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	25	25	25	25
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0
			C 合計	58	58	58	58
			充足数（C-A）	-4	-2	6	7
		2号	こども園（保）	127	127	127	127
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0
			D 合計	127	127	127	127
			充足数（D-B）	18	22	35	38
		合計（C+D）		185	185	185	185

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
藤岡	量の見込み	A 1号	173	166	168	163	158
		B 2号	304	293	296	288	278
		合計	477	459	464	451	436
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0
			こども園（保）	89	89	89	89
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	60	60	60	60
			幼保連携型認定こども園	90	90	90	90
			C 合計	239	239	239	239
			充足数（C-A）	66	73	71	81
		2号	こども園（保）	343	343	343	343
			幼保連携型認定こども園	50	50	50	50
			D 合計	393	393	393	393
			充足数（D-B）	89	100	97	115
		合計（C+D）		632	632	632	632

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小原	量の見込み	A 1号	14	8	8	7	6
		B 2号	24	15	14	11	10
		合計	38	23	22	18	16
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0
			こども園（保）	16	16	16	16
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0
			C 合計	16	16	16	16
			充足数（C-A）	2	8	8	10
		2号	こども園（保）	63	63	63	63
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0
			D 合計	63	63	63	63
			充足数（D-B）	39	48	49	53
		合計（C+D）		79	79	79	79

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
足助	量の 見込み	A 1号	31	31	29	28	24
		B 2号	55	55	51	48	42
		合計	86	86	80	76	66
	確保の 内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0
			こども園（保）	35	35	35	35
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0
			C 合計	35	35	35	35
			充足数（C-A）	4	4	6	11
		2号	こども園（保）	136	136	136	136
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0
			D 合計	136	136	136	136
			充足数（D-B）	81	81	85	94
		合計（C+D）		171	171	171	171

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
下山	量の 見込み	A 1号	13	12	9	8	6
		B 2号	23	20	16	13	11
		合計	36	32	25	21	17
	確保の 内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0
			こども園（保）	22	22	22	22
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0
			C 合計	22	22	22	22
			充足数（C-A）	9	10	13	16
		2号	こども園（保）	85	85	85	85
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0
			D 合計	85	85	85	85
			充足数（D-B）	62	65	69	74
		合計（C+D）		107	107	107	107

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
旭	量の 見込み	A 1号		11	7	5	6	5
		B 2号		19	13	9	11	9
		合計		30	20	14	17	14
	確保の 内容	1号	こども園（幼）	30	30	30	30	30
			こども園（保）	13	13	13	13	13
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C 合計	43	43	43	43	43
			充足数（C-A）	32	36	38	37	38
		2号	こども園（保）	49	49	49	49	49
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D 合計	49	49	49	49	49
			充足数（D-B）	30	36	40	38	40
		合計（C+D）		92	92	92	92	92

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
稲武	量の 見込み	A 1号		8	8	8	8	8
		B 2号		14	14	14	14	14
		合計		22	22	22	22	22
	確保の 内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	10	10	10	10	10
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C 合計	10	10	10	10	10
			充足数（C-A）	2	2	2	2	2
		2号	こども園（保）	40	40	40	40	40
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D 合計	40	40	40	40	40
			充足数（D-B）	26	26	26	26	26
		合計（C+D）		50	50	50	50	50

(2) 0～2 歳児（3 号認定子ども）

① 確保の方針

- ・今後、0～2 歳児のニーズの増加により、施設定員上、不足する区域が見込まれます。そのため、必要な施設の増改築等や保育士を確保することで、量の見込みに対応します。

② 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

			令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
全市	量の 見込み	A 0歳	114	205	203	200	196	194	
		B 1歳	861	847	870	879	882	879	
		C 2歳	1,472	1,298	1,329	1,345	1,347	1,345	
		合計	2,447	2,350	2,402	2,424	2,425	2,418	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	206	210	213	213	213	213
			幼保連携型 認定こども園	111	111	111	111	111	111
			豊田市認証保育所	87	87	87	87	87	87
			小規模保育	4	4	4	4	4	4
			家庭的保育	0	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0
			事業所内保育	4	4	4	4	4	4
			D 合計	412	416	419	419	419	419
			充足数（D-A）	298	211	216	219	223	225
		1歳	こども園（保）	591	609	625	625	625	625
			幼保連携型 認定こども園	350	350	350	350	350	350
			豊田市認証保育所	98	98	98	98	98	98
			小規模保育	13	13	13	13	13	13
			家庭的保育	0	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0
			事業所内保育	10	10	10	10	10	10
			E 合計	1,062	1,080	1,096	1,096	1,096	1,096
			充足数（E-B）	201	233	226	217	214	217
		2歳	こども園（保）	924	958	987	987	987	987
			幼保連携型 認定こども園	547	547	547	547	547	547
			豊田市認証保育所	153	153	153	153	153	153
			小規模保育	21	21	21	21	21	21
			家庭的保育	0	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0
			事業所内保育	16	16	16	16	16	16
			F 合計	1,661	1,695	1,724	1,724	1,724	1,724
			充足数（F-C）	189	397	395	379	377	379
		合計（C+D+E）		3,135	3,191	3,239	3,239	3,239	3,239

③ 区域別量の見込みと確保の内容

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
学 母	量 の 見 込 み	A 0歳	65	63	59	55	53	
		B 1歳	272	266	262	253	242	
		C 2歳	417	407	401	388	370	
		合計	754	736	722	696	665	
	確 保 の 内 容	0歳	こども園（保）	63	63	63	63	63
			幼保連携型認定こども園	47	47	47	47	47
			豊田市認証保育所	32	32	32	32	32
			小規模保育	4	4	4	4	4
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	4	4	4	4	4
			D 合計	150	150	150	150	150
			充足数（D-A）	85	87	91	95	97
		1歳	こども園（保）	183	183	183	183	183
			幼保連携型認定こども園	144	144	144	144	144
			豊田市認証保育所	39	39	39	39	39
			小規模保育	13	13	13	13	13
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	10	10	10	10	10
			E 合計	389	389	389	389	389
			充足数（E-B）	117	123	127	136	147
		2歳	こども園（保）	290	290	290	290	290
			幼保連携型認定こども園	225	225	225	225	225
			豊田市認証保育所	61	61	61	61	61
			小規模保育	21	21	21	21	21
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	16	16	16	16	16
			F 合計	613	613	613	613	613
			充足数（F-C）	196	206	212	225	243
		合計（C+D+E）		1,152	1,152	1,152	1,152	1,152

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
高橋	量の見込み	A 0歳	21	20	19	18	17	
		B 1歳	100	94	91	89	86	
		C 2歳	154	144	140	136	132	
		合計	275	258	250	243	235	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	31	34	34	34	34
			幼保連携型認定こども園	18	18	18	18	18
			豊田市認証保育所	10	10	10	10	10
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	59	62	62	62	62
			充足数（D-A）	38	42	43	44	45
		1歳	こども園（保）	83	99	99	99	99
			幼保連携型認定こども園	50	50	50	50	50
			豊田市認証保育所	7	7	7	7	7
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	140	156	156	156	156
			充足数（E-B）	40	62	65	67	70
		2歳	こども園（保）	129	158	158	158	158
			幼保連携型認定こども園	78	78	78	78	78
			豊田市認証保育所	11	11	11	11	11
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	218	247	247	247	247
			充足数（F-C）	64	103	107	111	115
		合計（C+D+E）		417	465	465	465	465

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
上郷	量の見込み	A 0歳	26	27	26	27	27	
		B 1歳	107	117	122	125	125	
		C 2歳	163	193	188	190	192	
		合計	296	323	336	342	344	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	20	20	20	20	20
			幼保連携型認定こども園	16	16	16	16	16
			豊田市認証保育所	15	15	15	15	15
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	51	51	51	51	51
			充足数（D-A）	25	24	25	24	24
		1歳	こども園（保）	52	52	52	52	52
			幼保連携型認定こども園	68	68	68	68	68
			豊田市認証保育所	11	11	11	11	11
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	131	131	131	131	131
			充足数（E-B）	24	14	9	6	6
		2歳	こども園（保）	81	81	81	81	81
			幼保連携型認定こども園	107	107	107	107	107
			豊田市認証保育所	18	18	18	18	18
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	206	206	206	206	206
			充足数（F-C）	43	27	18	16	14
		合計（C+D+E）		388	388	388	388	388

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
高岡	量の見込み	A 0歳	45	46	47	49	50	
		B 1歳	156	179	193	201	209	
		C 2歳	240	273	296	308	320	
		合計	441	498	536	558	579	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	36	36	36	36	36
			幼保連携型認定こども園	13	13	13	13	13
			豊田市認証保育所	15	15	15	15	15
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	64	64	64	64	64
			充足数（D-A）	19	18	17	15	14
		1歳	こども園（保）	108	108	108	108	108
			幼保連携型認定こども園	53	53	53	53	53
			豊田市認証保育所	16	16	16	16	16
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	177	177	177	177	177
			充足数（E-B）	21	-2	-16	-24	-32
		2歳	こども園（保）	170	170	170	170	170
			幼保連携型認定こども園	83	83	83	83	83
			豊田市認証保育所	24	24	24	24	24
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	277	277	277	277	277
			充足数（F-C）	37	4	-19	-31	-43
		合計（C+D+E）		518	518	518	518	518

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
猿投	量の見込み	A 0歳	30	30	31	31	31	
		B 1歳	141	145	143	146	150	
		C 2歳	216	221	219	224	230	
		合計	387	396	393	401	411	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	23	23	23	23	23
			幼保連携型認定こども園	14	14	14	14	14
			豊田市認証保育所	12	12	12	12	12
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	49	49	49	49	49
			充足数（D-A）	19	19	18	18	18
		1歳	こども園（保）	80	80	80	80	80
			幼保連携型認定こども園	26	26	26	26	26
			豊田市認証保育所	20	20	20	20	20
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	126	126	126	126	126
			充足数（E-B）	-15	-19	-17	-20	-24
		2歳	こども園（保）	124	124	124	124	124
			幼保連携型認定こども園	41	41	41	41	41
			豊田市認証保育所	32	32	32	32	32
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	197	197	197	197	197
			充足数（F-C）	-19	-24	-22	-27	-33
		合計（C+D+E）		372	372	372	372	372

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
松平	量の見込み	A 0歳	3	3	3	2	2	
		B 1歳	13	14	14	14	14	
		C 2歳	20	20	20	22	21	
		合計	36	37	37	38	37	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	4	4	4	4	4
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	4	4	4	4	4
			充足数（D-A）	1	1	1	2	2
		1歳	こども園（保）	14	14	14	14	14
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	14	14	14	14	14
			充足数（E-B）	1	0	0	0	0
		2歳	こども園（保）	22	22	22	22	22
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	22	22	22	22	22
			充足数（F-C）	2	2	2	0	1
		合計（C+D+E）		40	40	40	40	40

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
藤岡	量の見込み	A 0歳	9	8	9	8	8	
		B 1歳	43	43	42	43	43	
		C 2歳	66	66	64	65	66	
		合計	118	117	115	116	117	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	21	21	21	21	21
			幼保連携型認定こども園	3	3	3	3	3
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	24	24	24	24	24
			充足数（D-A）	15	16	15	16	16
		1歳	こども園（保）	46	46	46	46	46
			幼保連携型認定こども園	9	9	9	9	9
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	54	54	54	54	54
			充足数（E-B）	11	11	12	11	11
		2歳	こども園（保）	71	71	71	71	71
			幼保連携型認定こども園	13	13	13	13	13
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	85	85	85	85	85
			充足数（F-C）	19	19	21	20	19
		合計（C+D+E）		163	163	163	163	163

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
小原	量の見込み	A 0歳	1	1	1	1	1	
		B 1歳	2	2	2	1	1	
		C 2歳	4	3	2	2	2	
		合計	7	6	5	4	4	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	4	4	4	4	4
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	4	4	4	4	4
			充足数（D-A）	3	3	3	3	3
		1歳	こども園（保）	8	8	8	8	8
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	8	8	8	8	8
			充足数（E-B）	6	6	6	7	7
		2歳	こども園（保）	14	14	14	14	14
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	14	14	14	14	14
			充足数（F-C）	10	11	12	12	12
		合計（C+D+E）		26	26	26	26	26

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
足助	量の見込み	A 0歳	2	2	2	2	2	
		B 1歳	7	5	5	5	5	
		C 2歳	9	8	8	7	7	
		合計	18	15	15	14	14	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	3	3	3	3	3
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	3	3	3	3	3
			充足数（D-A）	1	1	1	1	1
		1歳	こども園（保）	14	14	14	14	14
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	14	14	14	14	14
			充足数（E-B）	7	9	9	9	9
		2歳	こども園（保）	22	22	22	22	22
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	22	22	22	22	22
			充足数（F-C）	13	14	14	15	15
		合計（C+D+E）		39	39	39	39	39

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
ト ロ ン	量 の 見 込 み	A 0歳	1	1	1	1	1	
		B 1歳	2	2	2	2	1	
		C 2歳	4	3	2	2	2	
		合計	7	6	5	5	4	
	確 保 の 内 容	0歳	こども園（保）	2	2	2	2	2
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	3	3	3	3	3
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	5	5	5	5	5
			充足数（D-A）	4	4	4	4	4
		1歳	こども園（保）	8	8	8	8	8
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	5	5	5	5	5
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	13	13	13	13	13
			充足数（E-B）	11	11	11	11	12
		2歳	こども園（保）	13	13	13	13	13
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	7	7	7	7	7
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	20	20	20	20	20
			充足数（F-C）	16	17	18	18	18
		合計（C+D+E）		38	38	38	38	38

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
旭	量の見込み	A 0歳	1	1	1	1	1	
		B 1歳	2	1	1	1	1	
		C 2歳	2	2	2	1	1	
		合計	5	4	4	3	3	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	1	1	1	1	1
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	1	1	1	1	1
			充足数（D-A）	0	0	0	0	0
		1歳	こども園（保）	7	7	7	7	7
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	7	7	7	7	7
			充足数（E-B）	5	6	6	6	6
		2歳	こども園（保）	10	10	10	10	10
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	10	10	10	10	10
			充足数（F-C）	8	8	8	9	9
		合計（C+D+E）		18	18	18	18	18

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
稲武	量の見込み	A 0歳	1	1	1	1	1	
		B 1歳	2	2	2	2	2	
		C 2歳	3	3	3	2	2	
		合計	6	6	6	5	5	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	2	2	2	2	2
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	2	2	2	2	2
			充足数（D-A）	1	1	1	1	1
		1歳	こども園（保）	7	7	7	7	7
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			E 合計	7	7	7	7	7
			充足数（E-B）	5	5	5	5	5
		2歳	こども園（保）	11	11	11	11	11
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			F 合計	11	11	11	11	11
			充足数（F-C）	8	8	8	9	9
		合計（C+D+E）		20	20	20	20	20

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

① 事業内容

就労等により保護者が昼間に家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休業中に、専用の活動室や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図ります。

② 地域子どもの居場所づくり事業との連携

引き続き実施する「地域子どもの居場所づくり事業」と連携を図ることで、全ての児童がそれぞれにあった放課後の過ごし方を選択できる取り組みを進めます。

③ 確保の方針

- ・対象学年を1～4年生に加え、5・6年生まで拡大します。拡大にあたっては、学校施設などを活用することで、量の見込みに対応します。
- ・夏休みなど長期休業中についても、必要に応じて学校施設などを活動室として確保し対応します。
- ・未設置区域においては、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて対応します。

④ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

			令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量 の 見 込 み	1年生	1,264	1,276	1,304	1,263	1,326	1,288
		2年生	1,179	1,331	1,289	1,316	1,277	1,334
		3年生	995	1,169	1,246	1,206	1,219	1,184
		4年生	630	854	948	1,009	993	1,006
		5年生	52	385	507	561	597	585
		6年生	37	220	230	301	334	358
		A 合計	4,157	5,235	5,524	5,656	5,746	5,755
	B 確保の内容		6,394	6,572	6,759	6,886	7,011	7,110
	充足数（B-A）		2,237	1,337	1,235	1,230	1,265	1,355

⑤ 区域別量の見込みと確保の内容

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
拳母	量の見込み	1年生	411	412	415	427	440
		2年生	475	430	432	434	442
		3年生	400	436	392	397	396
		4年生	294	311	340	312	313
		5年生	143	174	186	202	184
		6年生	76	85	104	109	120
		A 合計	1,799	1,848	1,869	1,881	1,895
	B 確保の内容		2,095	2,122	2,139	2,158	2,195
	充足数（B-A）		296	274	270	277	300

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高橋	量の見込み	1年生	185	184	185	198	203
		2年生	162	183	184	185	199
		3年生	170	165	184	181	186
		4年生	113	137	134	154	155
		5年生	40	67	80	81	91
		6年生	29	24	39	47	47
		A 合計	699	760	806	846	881
	B 確保の内容		952	985	1,014	1,054	1,091
	充足数（B-A）		253	225	208	208	210

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上郷	量の見込み	1年生	113	107	105	103	91
		2年生	118	123	114	111	107
		3年生	124	109	114	106	102
		4年生	75	106	95	99	91
		5年生	33	44	63	56	59
		6年生	24	20	27	38	34
		A 合計	487	509	518	513	484
	B 確保の内容		517	540	544	540	524
	充足数（B-A）		30	31	26	27	40

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高岡	量の見込み	1年生	226	248	208	225	223
		2年生	224	213	236	197	214
		3年生	186	199	190	206	173
		4年生	142	141	155	150	162
		5年生	69	85	83	92	87
		6年生	30	42	50	49	55
		A 合計	877	928	922	919	914
	B 確保の内容		989	1,016	1,024	1,027	1,037
	充足数（B-A）		112	88	102	108	123

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
猿投	量の見込み	1年生	209	228	240	259	227
		2年生	216	209	224	237	256
		3年生	194	217	204	216	227
		4年生	139	167	184	177	188
		5年生	59	83	100	109	106
		6年生	38	35	47	59	65
		A 合計	855	939	999	1,057	1,069
	B 確保の内容		1,045	1,106	1,174	1,241	1,265
	充足数（B-A）		190	167	175	184	196

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
松平	量の見込み	1年生	34	30	35	30	24
		2年生	37	35	31	37	32
		3年生	25	30	29	26	30
		4年生	24	18	23	23	22
		5年生	8	15	11	12	14
		6年生	1	5	9	7	9
		A 合計	129	133	138	135	131
	B 確保の内容		235	235	235	235	235
	充足数（B-A）		106	102	97	100	104

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
藤岡	量の見込み	1年生	62	66	54	60	65
		2年生	59	58	62	51	57
		3年生	40	53	52	54	46
		4年生	34	30	40	40	42
		5年生	16	20	18	23	23
		6年生	9	9	12	11	14
		A 合計	220	236	238	239	247
	B 確保の内容		318	334	335	335	342
	充足数（B-A）		98	98	97	96	95

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小原	量の見込み	1年生	4	5	3	3	1
		2年生	6	4	5	3	3
		3年生	5	7	5	5	4
		4年生	3	2	2	2	2
		5年生	1	2	1	1	1
		6年生	1	1	1	1	1
		A 合計	20	21	17	15	12
	B 確保の内容		58	58	58	58	58
	充足数（B-A）		38	37	41	43	46

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
足助	量の見込み	1年生	17	10	7	16	7
		2年生	22	19	14	11	19
		3年生	15	19	21	15	10
		4年生	18	21	24	21	17
		5年生	9	10	11	14	12
		6年生	6	3	6	7	9
		A 合計	87	82	83	84	74
	B 確保の内容		236	236	236	236	236
	充足数（B-A）		149	154	153	152	162

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
下山	量の見込み	1年生	7	7	7	4	4
		2年生	9	7	7	7	4
		3年生	5	8	7	6	6
		4年生	9	11	10	8	8
		5年生	4	5	6	6	4
		6年生	3	3	4	4	3
		A 合計	37	41	41	35	29
	B 確保の内容		91	91	91	91	91
	充足数（B-A）		54	50	50	56	62

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
旭	量の見込み	1年生	8	7	4	1	3
		2年生	3	8	7	4	1
		3年生	5	3	8	7	4
		4年生	3	4	2	7	6
		5年生	3	2	2	1	4
		6年生	3	3	2	2	1
		A 合計	25	27	25	22	19
	B 確保の内容		36	36	36	36	36
	充足数（B-A）		11	9	11	14	17

単位：人

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
稲武	量の見込み	1年生	0	0	0	0	0
		2年生	0	0	0	0	0
		3年生	0	0	0	0	0
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
		A 合計	0	0	0	0	0
	B 確保の内容		0	0	0	0	0
	充足数（B-A）		0	0	0	0	0

※稲武地区では、稲武ふれあい子ども館で地域子どもの居場所づくり事業を実施しています。

(2) 延長保育（時間外保育事業）

① 事業内容

こども園、認定こども園の基本保育時間（8時30分から15時まで）を超える保育ニーズに対応したサービスを提供します。

- ・ 7時30分から8時30分までの早朝保育実施園：76園
- ・ 18時までの延長保育実施園：26園
- ・ 19時までの延長保育実施園：50園

② 確保の方針

- ・ 19時まで延長保育実施園の定員数で受入が可能です。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	A 量の見込み	1,235	2,821	2,732	2,681	2,642	2,618
	B 確保の内容	11,765	11,765	11,765	11,765	11,765	11,765
	充足数（B-A）	10,530	10,471	10,409	10,345	10,277	10,206

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

① 事業内容

保護者の疾病などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、必要な児童の養育・保護を行います。

② 確保の方針

- ・ 児童養護施設などに委託し、想定した見込みに対応します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人日

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	A 量の見込み	123	197	234	271	308	345
	B 確保の内容	123	197	234	271	308	345
	充足数（B-A）	0	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

① 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

- ・とよた子育て総合支援センター
- ・志賀子どもつどいの広場
- ・柳川瀬子どもつどいの広場
- ・地域子育て支援センター（13 か所）

② 確保の方針

- ・既存の 16 か所の施設で、事業を実施することで、量の見込みに対応します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人回

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	A 量の見込み	250,363	318,164	318,164	318,164	318,164	318,164
	B 確保の内容	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
	充足数（B-A）	79,637	11,836	11,836	11,836	11,836	11,836

(5) 一時保育ほか（一時預かり事業）

① 事業内容

<預かり保育及び一時預かり（幼稚園型Ⅰ・Ⅱ）>

私立幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間後や長期休暇中などに、保護者の希望に応じて預かり保育や一時預かり（幼稚園型Ⅰ）を実施します。また、私立幼稚園で満3歳未満の保育の必要性認定を受けた児童を保育できる一時預かり（幼稚園型Ⅱ）を実施します。

<その他の一時預かり>

保護者の傷病、入院、育児疲れなどの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園等での一時保育（一時預かり）やファミリー・サポート・センター事業により児童を一時的に預かります。

② 確保の方針

<預かり保育及び一時預かり（幼稚園型Ⅰ・Ⅱ）>

・量の見込みに対応した受入を行います。

<その他の一時預かり>

・一時保育、ファミリー・サポート・センターにおいて、量の見込みに対応します。

一時保育：過去5年間の実績の平均値を確保の内容とします。

ファミリー・サポート・センター：想定した量の見込みに対応した援助会員を確保します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

<預かり保育及び一時預かり（幼稚園型Ⅰ・Ⅱ）>

単位：人日

			令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	1号認定による利用	39,799	34,277	32,174	31,208	30,272	29,364
		2号認定による利用	8	8	8	8	8	8
		3号認定による利用	208	224	224	224	224	224
		A 合計	40,015	34,459	32,406	31,440	30,504	29,596
	確保の内容	預かり保育一時預かり (幼稚園型Ⅰ)	39,807	34,235	32,182	31,216	30,280	29,372
		一時預かり (幼稚園型Ⅱ)	208	224	224	224	224	224
		B 合計	40,015	34,459	32,406	31,440	30,504	29,596
	充足数（B-A）		0	0	0	0	0	0

<その他の一時預かり>

単位：人日

			令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	A 量の見込み		3,322	5,722	5,722	5,722	5,722	5,722
	確保の内容	一時保育	2,400	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
		ファミリー・サポート・センター (就学前児童)	922	922	922	922	922	922
		B 合計	3,322	5,722	5,722	5,722	5,722	5,722
	充足数（B-A）		0	0	0	0	0	0

(6) 病児保育事業

① 事業内容

病気やけがにより安静を必要とするため、集団保育・学校生活に入れない児童を、病院・クリニックに付設された専用スペースにおいて、保護者の仕事等の都合により自宅で療養できない場合に、一時的に保育します。

② 確保の方針

- ・ 確保の内容の算定は、
(病児保育事業実施施設の定員) × (週あたり開所日数) × (52 週)

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人日

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	A 量の見込み	896	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461
	B 確保の内容	4,576	4,576	4,576	4,576	4,576	4,576
	充足数 (B-A)	3,680	3,115	3,115	3,115	3,115	3,115

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

① 事業内容

乳幼児や小学生などの児童の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

② 確保の方針

- ・ 想定した量の見込みに対応した協力会員を確保します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人日

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	A 量の見込み	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436
	B 確保の内容	1,436	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	充足数 (B-A)	0	64	64	64	64	64

(8) 妊婦健診事業

① 事業内容

安全・安心な出産と健全な育児を行えるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行います。

② 確保の方針

- ・ 県内医療機関などに委託し、想定した見込みに対応します。

＜実施時期＞ 通年

＜実施体制＞ 県内医療機関などに委託

＜回数＞ 妊娠 23 週まで（4 回：月 1 回程度）、24～35 週（6 回：2 週間に 1 回程度）、36 週～出産まで（4 回：毎週） 計 14 回

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人回

		令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
全市	A 量の見込み	33,867	31,865	30,910	29,983	29,084	28,212
	B 確保の内容	34,965	31,865	30,910	29,983	29,084	28,212
	充足数（B-A）	1,098	0	0	0	0	0

(9) おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

① 事業内容

育児不安が強くなるおおむね生後 1～3 か月の乳児をもつ子育て家庭に対して、保健師、助産師、看護師等の専門職が家庭訪問を実施します。

② 確保の方針

- ・ 保健師、助産師、看護師等を確保し、想定した見込みに対応します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
全市	A 量の見込み	2,438	2,365	2,294	2,225	2,158	2,094
	B 確保の内容	2,438	2,365	2,294	2,225	2,158	2,094
	充足数（B-A）	0	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

① 事業内容

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、保健師・助産師などによる専門的・具体的な育児に関する相談支援などを行います。

② 確保の方針

＜専門職訪問＞ 専門職（保健師、助産師）を確保し、想定した見込みに対応します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：回

			令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	量の見込み	ヘルパー派遣	39	—	—	—	—	—
		専門職訪問	615	650	650	650	650	650
		A 合計	654	650	650	650	650	650
	確保の内容	ヘルパー派遣	89	—	—	—	—	—
		専門職訪問	845	650	650	650	650	650
		B 合計	934	650	650	650	650	650
	充足数（B-A）		280	0	0	0	0	0

(11) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

① 事業内容

保健師等の専門性を生かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、療育機関等につなげるなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

② 確保の方針

こども家庭センターに位置づけ、機能を確保します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：か所

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	A 量の見込み	1	1	1	1	1	1
	B 確保の内容	1	1	1	1	1	1
	充足数（B-A）	0	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

① 事業内容

世帯年収 360 万円未満相当世帯又は第 3 子以降の児童（満 3 歳以上に限る。）の保護者が、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等を利用する場合に、利用施設に対して支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、その一部又は全部を補助します。ただし、豊田市内の学校給食センター等の給食を食べる幼児については、世帯収入や第 3 子以降等の制限を設けず、給食費を無償化にします。※一部例外あり

② 確保の方針

保育課からの補助を実施します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人（国の基準に該当する人）

		令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
全市	A 量の見込み	179	1,200(170)	1,200(170)	1,200(170)	1,200(170)	1,200(170)
	B 確保の内容	179	1,200(170)	1,200(170)	1,200(170)	1,200(170)	1,200(170)
	充足数（B-A）	0	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

① 事業内容

<地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業>

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を補助します。

② 確保の方針

保育課からの補助を実施します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
全市	A 量の見込み	20	30	30	30	30	30
	B 確保の内容	20	30	30	30	30	30
	充足数（B-A）	0	0	0	0	0	0

(14) 子育て世帯訪問事業

① 事業内容

子育て等に不安や負担を抱える家庭に対し、家事支援や育児・養育支援、子育て等に関する相談・助言などを行います。

② 確保の方針

<訪問支援員派遣> 外部に委託（確保）し、想定した見込みに対応します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全市	A 量の見込み	—	19,350	23,275	27,400	31,725	36,250
	B 確保の内容	—	19,350	23,275	27,400	31,725	36,250
	充足数（B-A）	—	0	0	0	0	0

5 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保について

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方及び推進方策

豊田市では、就学前児童やその保護者に対して均等な教育・保育を一体的に提供するため、公立幼稚園と公私立保育園を「こども園」として、独自の幼保一体化施策を進めています。これにより、1号認定子どもの受入れなど、ほとんどのこども園において認定こども園の機能を有しています。そのため、私立こども園については事業者の実情を踏まえながら、幼保連携型認定こども園への移行を支援します。

また、既存の私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行は、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効であるとされています。豊田市においても、地域や事業者の実情を勘案しながら、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を円滑に行えるよう支援します。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に関する支援

豊田市では、公私立こども園、私立幼保連携型認定こども園、私立幼稚園において、合同の研修を継続的に実施しています。今後お互いの専門性や教育・保育の内容の理解をともに深めるため、合同研修の充実を図り、職員の資質向上に努めます。

③ 質の高い教育・保育の提供

豊田市では、国が示す「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」に基づき、平成3年度に「豊田市幼稚園・保育園教育課程」を策定し、4・5歳児のカリキュラムを統一しました。平成16年度の改定では、0～5歳児までの教育・保育期間全体にわたる計画として、「豊田市保育課程・指導計画」を策定しました。平成27年度には、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、「豊田市教育・保育課程指導計画」を策定し、こども園においては、本計画に従い均一で質の高い幼児教育・保育を提供しています。

私立幼稚園は、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育を実施しており、その上で、各園が建学の精神に基づいた教育課程を作成し、特色ある幼児教育を提供しています。

こども園と私立幼稚園が、これまでに蓄積してきた知見、環境などを生かしつつ、すべてのこどもの健やかな育ちの実現を目指します。

④ 地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方及び推進方策

豊田市は、全国に先駆けての母子保健推進員のボランティアによるおめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施、とよた子育て総合支援センターをはじめ16か所の子育て支援施設（子育て支援拠点事業）の設置など、地域子育て支援施策の充実を図ってきました。

引き続き、子育て家庭のニーズに応じ支援策の充実を図り、安心してこどもを生み育てることのきる環境の整備を進め、まち全体でこどもを育む社会の実現に向けた取組を進めていきます。

⑤ 教育・保育施設と小学校との連携

こども園・私立幼保連携型認定こども園・私立幼稚園と小学校の情報の共有化、園児と小学生の交流、職員間の交流を進め、豊田市の幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続につなげます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

① 施設等利用給付の実施回数

施設等利用給付の実施回数については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、年4回の実施を基本とします。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合には、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来さないよう年度当初に概算払いを行うことを基本とします。

② 施設等利用給付の申請

預かり保育に係る施設等利用給付の申請については、保護者が利用している施設に取りまとめを依頼し、保護者の利便性の向上を図ります。その他の施設等利用給付の申請については、適正な支給ができるよう、今後、申請の実態を踏まえながら検討を進めます。

③ 愛知県との連携

必要に応じて愛知県が有する特定子ども・子育て支援施設等の運営状況、監査状況等の情報を提供するように依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することで、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。

第5章 ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体

1. ユニセフ日本型 C F C I 実践自治体とは

CFCI とは、Child Friendly Cities & Communities Initiatives の略で、子どもにやさしいまちづくり事業のことです。

国連の「子どもの権利条約」に明記されているこどもの権利を実現することに、積極的に取り組むまちを増やすため、ユニセフが平成 8（1996）年から世界各国で取り組んでいます。

令和 3（2021）年 3 月時点で、58 か国、5,676 自治体（またはコミュニティ）で展開されており、日本では、令和 6（2024）年 7 月現在、5 つの自治体（東京都町田市、奈良県奈良市、宮城県^{とみや}富谷市、北海道^{あびら}安平町、北海道ニセコ町）がユニセフ日本型 CFCI 実践自治体に認証されています。

2. ユニセフ日本型 C F C I 実践自治体となる目的

ユニセフ日本型 CFCI の実践自治体として承認を受けるには、ユニセフが世界的に示す構成要素に対応する「日本型 CFCI モデルチェックリスト」に基づく評価項目の策定及びそれに基づく評価を行う必要があります。

豊田市は、平成 19（2007）年 10 月に豊田市子ども条例を制定し、こどもにやさしいまちづくりの実現に向けた取組を推進しています。今回、ユニセフが定めるこどもにやさしいまちの世界的基準によって、豊田市のこどもに関する取組状況を分析・評価し、市民に公開することで、こどもにやさしいまちづくりをより一層推進していきます。

3. ユニセフ日本型 C F C I 実践自治体に向けた取組

令和 5（2023）年 1 月に開催された公益財団法人日本ユニセフ協会 CFCI 委員会において、子どもの権利を実現することに積極的に取り組む自治体である「ユニセフ日本型 CFCI 候補自治体」に、愛知県内の自治体で初めて承認されました。これは、豊田市が子どもの権利条約やユニセフ子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）の理念を理解し、子どもにやさしいまちづくりに取り組む姿勢が認められたものです。

現在は、「ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体」の正式な承認を目指し、公益財団法人日本ユニセフ協会と連携した準備・検証作業を進めています。令和 7（2025）年 1 月の承認を目指し取り組んでおり、承認された場合は、全国では 6 番目、愛知県では初の CFCI 実践自治体となります。

日付	内容
令和 5（2023）年 1 月	「ユニセフ日本型 CFCI 候補自治体」に承認
令和 5（2023）年 6 月	日本ユニセフ協会の職員による庁内研修会を開催
令和 5（2023）年 7 月	ユニセフ本部（ニューヨーク）から CFCI 担当者が視察

4. ユニセフ日本型CFCIチェックリストの設定

ユニセフ日本型CFCI実践自治体になった際には、ユニセフが世界的に示す構成要素に対応するチェックリストに基づき、評価を行っていきます。

チェックリストは、次のとおり、すべての自治体に共通の9つの構成要素と、各自治体で独自に設定する1つの構成要素で構成されます。

なお、豊田市は、独自の構成要素を「市民団体等と連携した居場所づくり」に設定する予定です。こどもにやさしいまちづくりのため、こどもが自分らしくいられる居場所づくりを、豊田市の庁内各部署と連携するとともに、市民団体、企業・事業所など市内の多様な機関と連携して推進していきます。

構成要素	
①	子どもの参画
②	子どもにやさしい法的枠組み
③	子どもの権利を保障する施策
④	子どもの権利部門または調整機構
⑤	子どもへの影響評価
⑥	子どもに関する予算
⑦	子どもの報告書の定期発行
⑧	子どもの権利の広報
⑨	子どものための独立したアドボカシー活動
⑩	市民団体等と連携した居場所づくり

第6章 計画の推進

1.計画の推進体制

本計画の推進にあたり、以下の会議による施策の実施状況に関する進捗管理、評価などを行います。

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

豊田市子ども条例に基づき設置している「豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議」では、①子ども総合計画に関すること、②こどもに関する施策の実施状況に関すること、③その他子どもにやさしいまちづくりに関することについて審議・協議を行っています。

本計画の推進においては、この会議が、計画推進体制の要として、施策の進捗状況の点検・評価、計画及び実施体制の改善等に関する協議・提言を行っていきます。

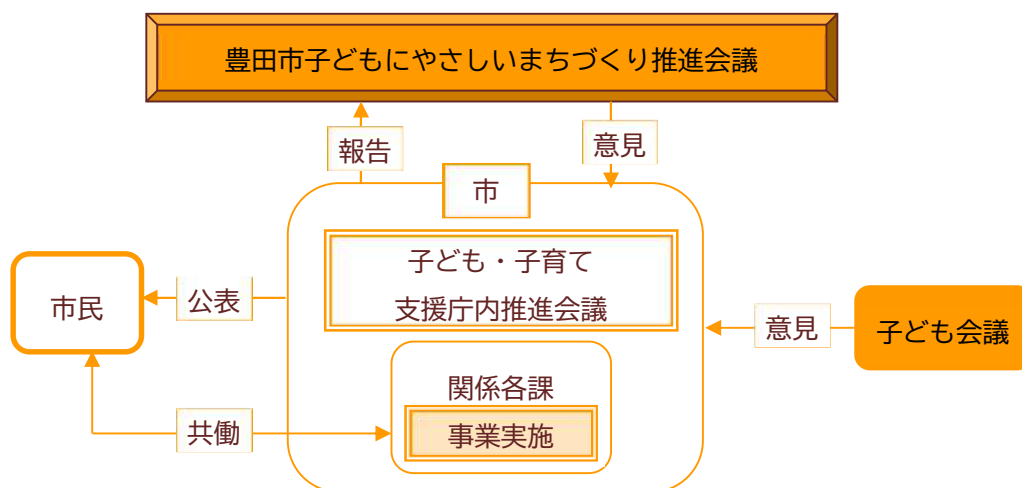
こども・子育て支援庁内推進会議

本計画の推進においては、庁内の横断的な取組を図るため、「こども・子育て支援庁内推進会議」を開催し、こども・子育て支援施策・事業に関する庁内の意見の取りまとめ・意思決定を行っていきます。

豊田市子ども会議

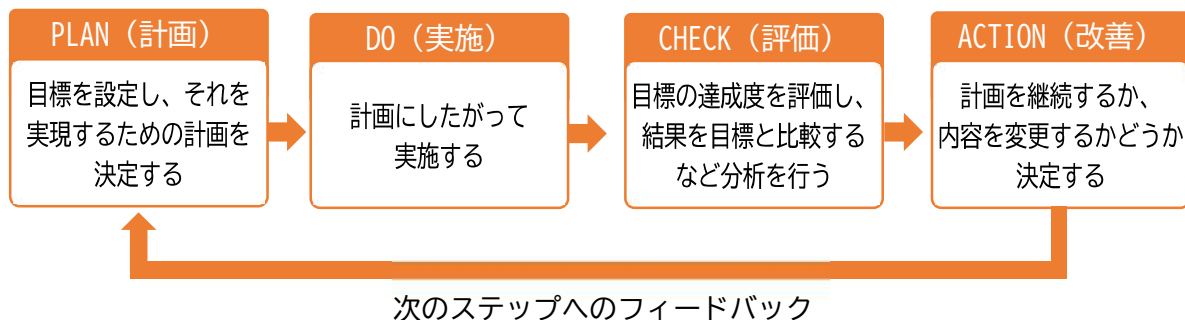
豊田市では、豊田市子ども条例に基づき、こどもの意見や考えを聴き、市政及び地域づくり・まちづくりへ反映する「豊田市子ども会議」を設置しています。

本計画の推進においては、取組に対するこどもの意見の表明・反映などの役割を担います。



2.計画の評価方法

本計画の推進に向けては、PDCA サイクルに基づき、事業の実施状況を毎年調査・公表し、最終年度である令和 11（2029）年度には計画の達成状況の確認を行います。



また、豊田市のこどもにやさしいまちづくりの状況（できていること・できていないこと）について、ユニセフが世界的に示す構成要素に対応したチェックリストを用いて、（公財）日本ユニセフ協会 CFCI 委員会の第三者評価を受けます。 ※詳細は第 5 章を参照

構成要素（①～⑨は世界共通、加えて各自治体で独自に 10 番目の要素を設定）	
①子どもの参画	⑥子どもに関する予算
②子どもにやさしい法的枠組み	⑦子どもの報告書の定期発行
③子どもの権利を保障する施策	⑧子どもの権利の広報
④子どもの権利部門または調整機構	⑨子どものための独立したアドボカシー活動
⑤子どもへの影響評価	⑩市民団体等と連携した居場所づくり ※自治体の独自項目

なお、これら評価の内容については、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議に諮った後、市民へ公表します。

豊田にここにこわくわくプラン(豊田市こども・若者計画)